

令和5年度

第2回評議員会

説明資料

令和5年11月28日

社会福祉法人

世田谷区社会福祉協議会

議案集

令和5年11月28日

令和5年度補正予算（第二次）

下記のとおり令和5年度補正予算（第二次）を提出する。

記

1. 補正金額

（1）収入：6,182千円

（2）支出：6,182千円

詳細は、別紙のとおり

1. 令和5年度補正予算（第二次）総括

- (1) 第二次補正額は6,182千円となる。
- (2) 補正後予算額の資金収入合計は1,560,564千円、資金支出合計は1,547,406千円となる。

2. 支出補正内容

(1) 生活困窮者自立相談支援センター運営

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」は、ぷらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやが共同で運営を行っているが、別システムで相談者の情報を入力している。相談者の情報共有を図るため同じシステムを導入する経費を増額する。	事務費支出	395千円
--	-------	-------

(2) 福祉サービス利用援助事業

①生活支援員のケース記録作成手当を支給するため、経費を増額する。 ②地域福祉支援員の増員（1名）に係る後見業務システム等の経費を増額する。	人件費支出 事務費支出 固定資産取得支出	3,803千円
--	----------------------------	---------

(3) 法人による成年後見人活動

①予算計上で漏れていた後見業務システムに係る経費を増額する。 ②法人後見専門員の増員（1名）に係る後見業務システムの経費を増額する。	事務費支出 固定資産取得支出	1,984千円
---	-------------------	---------

3. 収入補正内容

(1) 生活困窮者自立相談支援センター運営

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」相談者の情報共有を図るシステム導入に伴う区受託仕様変更により、世田谷区受託金を増額する。	受託金収入	395千円
---	-------	-------

(2) 福祉サービス利用援助事業

生活支援員のケース記録作成手当及び後見業務システム等経費の財源として、権利擁護推進基金積立金を取崩す。	積立資産取崩収入	3,803千円
---	----------	---------

(3) 法人による成年後見人活動

後見業務システムに係る経費の財源として、権利擁護推進基金積立金を取崩す。	積立資産取崩収入	1,984千円
--------------------------------------	----------	---------

4. 令和5年度 資金収支補正予算(第二次) 総括表

令和5年11月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
＜ 事業活動による収支 ＞				
＜ 収入 ＞				
会費収入	32,031,000	0	32,031,000	
寄附金収入	8,500,000	0	8,500,000	
経常経費補助金収入	483,146,000	0	483,146,000	
受託金収入	841,666,000	395,000	842,061,000	
貸付事業収入	870,000	0	870,000	
事業収入	86,486,000	0	86,486,000	
負担金収入	774,000	0	774,000	
受取利息配当金収入	495,000	0	495,000	
その他の収入	389,000	0	389,000	
事業活動収入計(1)	1,454,357,000	395,000	1,454,752,000	
＜ 支出 ＞				
人件費支出	1,071,736,000	3,345,000	1,075,081,000	
事業費支出	124,480,000	0	124,480,000	
事務費支出	177,752,000	2,287,000	180,039,000	
貸付事業支出	1,210,000	0	1,210,000	
助成金支出	88,547,000	0	88,547,000	
その他の支出	15,000,000	0	15,000,000	
事業活動支出計(2)	1,478,725,000	5,632,000	1,484,357,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△24,368,000	△5,237,000	△29,605,000	
＜ 施設整備等による収支 ＞				
＜ 収入 ＞				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
＜ 支出 ＞				
固定資産取得支出	3,613,000	550,000	4,163,000	
施設整備等支出計(5)	3,613,000	550,000	4,163,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△3,613,000	△550,000	△4,163,000	
＜ その他の活動による収支 ＞				
＜ 収入 ＞				
積立資産取崩収入	80,336,000	5,787,000	86,123,000	
事業区分間繰入金収入	6,181,000	0	6,181,000	
拠点区分間繰入金収入	66,279,000	0	66,279,000	
サービス区分間繰入金収入	158,440,000	5,787,000	164,227,000	
その他の活動収入計(7)	311,236,000	11,574,000	322,810,000	
＜ 支出 ＞				
積立資産支出	48,763,000	0	48,763,000	
事業区分間繰入金支出	6,181,000	0	6,181,000	
拠点区分間繰入金支出	66,279,000	0	66,279,000	
サービス区分間繰入金支出	158,440,000	5,787,000	164,227,000	
その他の活動による支出	123,000	0	123,000	
その他の活動支出計(8)	279,786,000	5,787,000	285,573,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	31,450,000	5,787,000	37,237,000	
予備費支出(10)	10,000,000	0	10,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△6,531,000	0	△6,531,000	
前期末支払資金残高(12)	19,689,000	0	19,689,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	13,158,000	0	13,158,000	

5. 積立金現在高表

(単位：円)

区分	積立金名	R5当初予算 残高	R5第2次補正 取崩額	R5第2次補正 積立額	R5第2次 補正後残高
積立金	事業運営積立金	649,404,990	0	0	649,404,990
	地域支えあい積立金	59,872,011	0	0	59,872,011
	拠点整備積立金	50,000,000	0	0	50,000,000
	電算運用積立金	50,000,000	0	0	50,000,000
	子ども福祉基金積立金	84,111,963	0	0	84,111,963
	権利擁護推進基金積立金	80,495,922	5,787,000	0	74,708,922
	シルバー資金融資積立金	5,007,093	0	0	5,007,093
	合 計	978,891,979	5,787,000	0	973,104,979

6. 令和5年度 資金収支補正予算(第二次)

令和5年11月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

サ区：生活困窮者自立相談支援事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
寄附金収入	598,000	0	598,000	
経常経費寄附金収入	598,000	0	598,000	
経常経費補助金収入	11,780,000	0	11,780,000	
区補助金収入	11,580,000	0	11,580,000	
共同募金配分金収入	200,000	0	200,000	
受託金収入	334,023,000	395,000	334,418,000	
区受託金収入	278,755,000	395,000	279,150,000	
東社協受託金収入	55,268,000	0	55,268,000	
事業活動収入計(1)	346,401,000	395,000	346,796,000	
< 支出 >				
人件費支出	202,105,000	0	202,105,000	
職員給料支出	70,817,000	0	70,817,000	
職員賞与支出	21,348,000	0	21,348,000	
非常勤職員給与支出	58,513,000	0	58,513,000	
派遣職員費支出	27,263,000	0	27,263,000	
法定福利費支出	24,164,000	0	24,164,000	
事業費支出	28,330,000	0	28,330,000	
諸謝金支出	15,902,000	0	15,902,000	
旅費交通費支出	2,987,000	0	2,987,000	
消耗器具備品費支出	2,774,000	0	2,774,000	
燃料費支出	24,000	0	24,000	
通信運搬費支出	949,000	0	949,000	
会議費支出	457,000	0	457,000	
業務委託費支出	2,371,000	0	2,371,000	
手数料支出	111,000	0	111,000	
保険料支出	507,000	0	507,000	
賃借料支出	1,516,000	0	1,516,000	
原材料費支出	720,000	0	720,000	
緊急援護費支出	12,000	0	12,000	
事務費支出	55,549,000	395,000	55,944,000	
福利厚生費支出	769,000	0	769,000	
旅費交通費支出	1,863,000	0	1,863,000	
事務消耗品費支出	6,288,000	0	6,288,000	
印刷製本費支出	2,283,000	0	2,283,000	
水道光熱費支出	684,000	0	684,000	
修繕費支出	50,000	0	50,000	
通信運搬費支出	9,745,000	0	9,745,000	
広報費支出	400,000	0	400,000	
業務委託費支出	7,167,000	0	7,167,000	
手数料支出	4,003,000	395,000	4,398,000	
保険料支出	1,000	0	1,000	
賃借料支出	2,462,000	0	2,462,000	
土地・建物賃借料支出	10,530,000	0	10,530,000	
租税公課支出	8,964,000	0	8,964,000	
保守料支出	322,000	0	322,000	

6. 令和5年度 資金収支補正予算(第二次)

令和5年11月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

サ区：生活困窮者自立相談支援事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
諸会費支出	8,000	0	8,000	
雑支出	10,000	0	10,000	
助成金支出	1,920,000	0	1,920,000	
修学費用給付金支出	1,920,000	0	1,920,000	
事業活動支出計(2)	287,904,000	395,000	288,299,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	58,497,000	0	58,497,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	2,733,000	0	2,733,000	
器具及び備品取得支出	2,733,000	0	2,733,000	
施設整備等支出計(5)	2,733,000	0	2,733,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△2,733,000	0	△2,733,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
拠点区分間繰入金収入	1,939,000	0	1,939,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	1,939,000	0	1,939,000	
サービス区分間繰入金収入	43,000	0	43,000	
生活困窮者自立相談支援事業サービス区分間繰入金収入	43,000	0	43,000	
その他の活動収入計(7)	1,982,000	0	1,982,000	
< 支出 >				
拠点区分間繰入金支出	57,703,000	0	57,703,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	57,703,000	0	57,703,000	
サービス区分間繰入金支出	43,000	0	43,000	
生活困窮者自立相談支援事業サービス区分間繰入金支出	43,000	0	43,000	
その他の活動支出計(8)	57,746,000	0	57,746,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△55,764,000	0	△55,764,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

6. 令和5年度 資金収支補正予算(第二次)

令和5年11月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

サ区：成年後見推進事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
寄附金収入	200,000	0	200,000	
経常経費寄附金収入	200,000	0	200,000	
経常経費補助金収入	23,444,000	0	23,444,000	
区補助金収入	23,444,000	0	23,444,000	
受託金収入	86,322,000	0	86,322,000	
区受託金収入	67,737,000	0	67,737,000	
東社協受託金収入	18,585,000	0	18,585,000	
事業収入	44,858,000	0	44,858,000	
利用料収入	44,803,000	0	44,803,000	
資料・図書等頒布収入	55,000	0	55,000	
負担金収入	22,000	0	22,000	
負担金収入	22,000	0	22,000	
事業活動収入計(1)	154,846,000	0	154,846,000	
< 支出 >				
人件費支出	140,995,000	3,345,000	144,340,000	
職員給料支出	36,301,000	0	36,301,000	
職員賞与支出	10,861,000	0	10,861,000	
非常勤職員給与支出	75,185,000	3,345,000	78,530,000	
法定福利費支出	18,648,000	0	18,648,000	
事業費支出	12,432,000	0	12,432,000	
諸謝金支出	7,261,000	0	7,261,000	
旅費交通費支出	78,000	0	78,000	
消耗器具備品費支出	135,000	0	135,000	
印刷製本費支出	47,000	0	47,000	
通信運搬費支出	1,106,000	0	1,106,000	
会議費支出	39,000	0	39,000	
広報費支出	531,000	0	531,000	
業務委託費支出	924,000	0	924,000	
手数料支出	324,000	0	324,000	
保険料支出	1,625,000	0	1,625,000	
賃借料支出	314,000	0	314,000	
後見人活動費支出	48,000	0	48,000	
事務費支出	17,749,000	1,892,000	19,641,000	
福利厚生費支出	637,000	0	637,000	
旅費交通費支出	735,000	0	735,000	
研修研究費支出	9,000	0	9,000	
事務消耗品費支出	1,780,000	165,000	1,945,000	
印刷製本費支出	313,000	0	313,000	
水道光熱費支出	813,000	0	813,000	
修繕費支出	76,000	0	76,000	
通信運搬費支出	815,000	0	815,000	
会議費支出	1,000	0	1,000	
業務委託費支出	1,930,000	18,000	1,948,000	
手数料支出	2,992,000	1,709,000	4,701,000	
賃借料支出	1,239,000	0	1,239,000	

6. 令和5年度 資金収支補正予算(第二次)

令和5年11月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

サ区：成年後見推進事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
租税公課支出	6,062,000	0	6,062,000	
保守料支出	248,000	0	248,000	
謝礼金支出	99,000	0	99,000	
貸付事業支出	120,000	0	120,000	
貸付金支出	120,000	0	120,000	
助成金支出	1,105,000	0	1,105,000	
福祉活動団体助成金支出	25,000	0	25,000	
区民後見人活動報酬助成金支出	1,080,000	0	1,080,000	
事業活動支出計(2)	172,401,000	5,237,000	177,638,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△17,555,000	△5,237,000	△22,792,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	550,000	550,000	1,100,000	
ソフトウェア取得支出	550,000	550,000	1,100,000	
施設整備等支出計(5)	550,000	550,000	1,100,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△550,000	△550,000	△1,100,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	24,742,000	5,787,000	30,529,000	
権利擁護推進基金積立資産取崩収入	24,742,000	5,787,000	30,529,000	
サービス区分間繰入金収入	28,174,000	5,787,000	33,961,000	
成年後見推進事業サービス区分間繰入金収入	28,174,000	5,787,000	33,961,000	
その他の活動収入計(7)	52,916,000	11,574,000	64,490,000	
< 支出 >				
拠点区分間繰入金支出	6,637,000	0	6,637,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	6,637,000	0	6,637,000	
サービス区分間繰入金支出	28,174,000	5,787,000	33,961,000	
成年後見推進事業サービス区分間繰入金支出	28,174,000	5,787,000	33,961,000	
その他の活動支出計(8)	34,811,000	5,787,000	40,598,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	18,105,000	5,787,000	23,892,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

報 告 事 項

報告事項 1

令和 5 年 1 1 月 2 8 日
総 務 課

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員の選任について

令和 5 年度社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会において、下記のとおり 3 名の評議員を新たに選任したので報告する。

たかはしなおゆき
【高橋直之 評議員】世田谷地域 施設団体代表

経歴・現職 社会福祉法人 東京育成園園長
推薦理由 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者である

まつおてるこ
【松尾照子 評議員】北沢地域 代沢地区

経歴・現職 代沢地区民生委員児童委員協議会 会長・代沢地区社会福祉協議会副会長
推薦理由 地区社協活動や、町会活動等地域福祉活動に携わり理解と熱意がある
社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者である

くろきつとむ
【黒木 勉 評議員】玉川地域 深沢地区

経歴・現職 深沢地区社会福祉協議会 副会長・深沢地区社会福祉協議会運営委員
玉川地域社協福祉推進協議会委員
推薦理由 地区社協活動や、町会活動等地域福祉活動に携わり理解と熱意がある
社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者である

※上記 3 名は、社会福祉法で定める欠格事由や特殊関係者、暴力団員等反社会的勢力の者の該当者ではない

2. 就任年月日

令和 5 年 11 月 16 日

〔参考〕社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則より抜粋

(評議員の選任)

第 9 条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された様式 1 「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。
- (2) 理事会（会長に事故あるときは常務理事）は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日
総 務 課

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会委員の選任について

1. 提案理由

定款第 7 条及び評議員選任・解任委員会運営細則第 2 条で、評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成するとされている。

今般、任期途中で 1 名欠員に伴い委員候補者を理事会で選任する。

構成	氏名	所属団体
外部委員	小澤 弘美	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会 常務理事

2. 任期

令和 5 年 1 1 月 8 日から令和 7 年定時評議員会終結時まで

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会定款（抜粋）

第 2 章 評議員

（評議員の選任及び解任）

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会運営細則（抜
粋）

（委員の構成）

第 2 条 委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

参考

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会定款第7条第1項に規定された社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)における評議員の選任・解任手続き等を定めたものである。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

2 会長(会長に事故あるときは常務理事)は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第7条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会講師等謝礼基準とする。

(招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(招集通知)

第7条 会長は、委員会の日の1週間までに、各委員会委員(以下「委員」という。)に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。

(2) 理事会(会長に事故あるときは常務理事)は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会(会長に事故あるときは常務理事)は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(3) 委員会は、理事会により提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会出席者の氏名

(4) 委員会の委員長が在するときは、委員長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補足)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月8日から施行する。

報告事項 3

令和 5 年 1 1 月 2 8 日
総 務 課

予算の流用について

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会経理規程第 19 条に基づき、予算の流用を行ったため、その内容を報告する。

1. 内容及び金額
別紙のとおり

令和5年度 予算流用一覧

令和5年10月20日現在 (単位:円)

拠点区分	サービス区分	減少科目		減少金額	増加科目		増加金額	流用理由
		大	中		大	中		
地域福祉推進事業拠点区分								
法人運営事業サービス区分								
	事務費支出	研修研究費支出	7,000	事務費支出	旅費交通費支出	7,000	今年度開催の関東ブロック社協職員合同研究協議会が宿泊を伴うため。	
	事務費支出	業者委託費支出	127,000	事務費支出	印刷製本費支出	127,000	評議員会の資料の印刷を業者委託したことによる。	
	事務費支出	業者委託費支出	30,000	事務費支出	広報費支出	30,000	三茶de大道芸のパンフレット等に社協の広告を掲載をするため。	
	事務費支出	業者委託費支出	3,000	事務費支出	賃借料支出	3,000	役員研修の会場として急遽砵区民会館集会所を借りたため。	
	事業費支出	広報費支出	1,000	事業費支出	雑支出	1,000	令和4年度3月分の郵便料計器利用料の事業未払金の計上漏れ。	
地域福祉事業サービス区分								
	人件費支出	非常勤職員給与支出	492,000	人件費支出	職員給料支出	492,000	人員配置による。	
	事務費支出	旅費交通費支出	1,000	事務費支出	事務消耗品費支出	1,000	砵の地域福祉協同協議会における消耗品費の不足。	
	事務費支出	事務消耗品費支出	9,000	事務費支出	修繕費支出	9,000	島山地域事務所内の手洗いの水漏れによる修理代。	
	事務費支出	賃借料支出	417,000	事務費支出	手数料支出	417,000	ファミサポのメルマガ使用料の計上科目変更。	
	事務費支出	保守料支出	99,000	事務費支出	手数料支出	99,000	ファミサポシステムの計上科目変更。	
	事務費支出	業者委託費支出	1,000	事務費支出	租税公課支出	1,000	ファミサポのアドバイザー研修の契約書に貼付する自紙代の不足。	
	事務費支出	通信運搬費支出	30,000	事務費支出	賃借料支出	125,000	砵地域事務所の電話機とコピー機リース代の計上漏れ。	
	事務費支出	事務消耗品費支出	95,000	事務費支出	賃借料支出	137,000	砵地域事務所のエブリイバンのリース代の計上漏れ。	
	事務費支出	業者委託費支出	660,000	事務費支出	手数料支出	660,000	資源開発のメルマガ配信手数料の計上科目間違ひ。	
	事務費支出	通信運搬費	97,000	事務費支出	賃借料支出	137,000	砵地域事務所のエブリイバンのリース代の計上漏れ。	
	事業費支出	消耗器具備品費支出	40,000	事業費支出	諸謝金支出	7,000	地区活動入門講座を当初の予定より1回多く開催することによる。	
	事業費支出	会議費支出	4,000	事業費支出	賃借料支出	3,000	スフィード世田谷の試合で福祉喫茶のクッキー販売の際の展示台借用代金。	
	事業費支出	通信運搬費	3,000	事業費支出	雑支出	1,000	福祉喫茶どんぐりにおける売上金不足による補填分。	
	事業費支出	消耗器具備品費支出	1,000	事業費支出	手数料支出	1,000	うたごえサロンの司会への謝礼金振込手数料の計上漏れ。	
	事業費支出	会議費支出	1,000	事業費支出	会議費支出	1,000	砵祖師谷拠点の会議用お茶の計上漏れ。	
	事業費支出	消耗器具備品費支出	1,000	事業費支出	諸謝金支出	2,000	ファミサポの会員講習会の講師が団体から個人に変更になったことによる。	
	事業費支出	業者委託費支出	2,000	事業費支出	渉外費支出	8,000	地区活動入門講座の講師を住民に依頼し、謝礼を手土産に変更したことによる。	
	事業費支出	諸謝金支出	8,000	事業費支出	業者委託費支出	50,000	ファミサポの援助会員発掘事業の講師を外部委託することによる。	
	事業費支出	広報費支出	50,000	事業費支出	賃借料支出	3,000	区民まつりのゲームコーナー増設によるレンタル物品の増。	
	事業費支出	消耗器具備品費支出	3,000	事業費支出	賃借料支出	3,000	区民まつりのゲームコーナー増設によるレンタル物品の増。	
生活自立支援事業拠点区分								
生活困窮者自立相談支援事業サービス区分								
	事務費支出	事務消耗品費支出	209,000	事務費支出	賃借料支出	209,000	ぶらっとホーム世田谷分室の事務所内什器備品の賃借料の不足。	
	事務費支出	事務消耗品費支出	56,000	事務費支出	手数料支出	56,000	ぶらっとホーム世田谷のトランクルーム他支払い手数料の計上漏れ。	
	事務費支出	保守料支出	792,000	事務費支出	手数料支出	792,000	ぶらっとのウェブサイトの保守運用費用の計上科目変更。	
	その他支出	器具及び備品取得支	267,000	事務費支出	賃借料支出	267,000	ぶらっとホーム世田谷の備品を購入ではなくレンタルを継続するため。	
権利擁護事業拠点区分								
成年後見推進事業サービス区分								
	人件費支出	非常勤職員給与支出	18,000	事務費支出	業務委託費支出	18,000	あんしん事業の専門員の配置替えに伴う什器設置費用。	
	人件費支出	非常勤職員給与支出	165,000	事務費支出	事務消耗品費支出	165,000	あんしん事業の専門員の配置替えに伴う什器費用。	
	人件費支出	非常勤職員給与支出	10,000	事務費支出	事務消耗品費支出	10,000	法人後見業務で使用するPDF編集ソフトの購入代金。	
	事務費支出	租税公課支出	1,131,000	事務費支出	手数料支出	1,131,000	後見業務システム(らいとみと)手数料の予算計上漏れ。	
	事務費支出	謝礼金支出	5,000	事務費支出	研修研究費支出	5,000	あんしん事業専門員対象とした全社協研修の日程が今年度より増えたことによる。	

報告事項 4

令和 5 年 1 1 月 2 8 日
総 務 課

会長及び常務理事の職務の執行状況の報告について

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会定款第 21 条第 5 項の規定に基づき、会長及び常務理事の職務執行状況を報告する。

1. 内容及び詳細
別紙のとおり

令和5年度

【事業中間報告】

(会長・常務理事の職務執行状況)

自 令和5年4月1日

至 令和5年9月30日

社会福祉法人

世田谷区社会福祉協議会

令和5年度上半期の事業の進捗状況

1. はじめに

令和5年度になって、新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の位置付けが2類から5類に引き下げられました。それに伴い、法に基づく行動制限がなくなり、地域の活動や事業が再開されてきています。一方、昨年からの原油価格や電気・ガス料金等を含む物価の高騰が続き、住民生活に影響を及ぼしています。

このような中、世田谷区社会福祉協議会（以下、本会という）では、状況に応じて感染症予防に配慮しながら、各事業を実施するとともに、生活に困窮する方への支援に取り組んでまいりました。

なお、11月19日に開催予定の地域福祉推進大会については、今年度も、感染症予防に十分配慮しながら、会場で実施してまいります。

2. 主な事業について

(1) 地域福祉推進事業

令和4年度より、連携推進課に担当職員を配置して、生活困窮者や子ども食堂等への食の支援の拡充に取り組んでいます。

令和5年度は、区内の食の支援の情報をまとめたウェブサイト「せたべる」を通じて、事業者等からの食品寄付の受け入れを増やすとともに、ぷらっとホーム世田谷や地域社協事務所等本会内部の連携を強化し、包括的な食の支援の体制づくりを進めております。

また、区内の社会福祉法人と連携して、食の支援を必要とする方に地域で食料をお渡しする相談支援型フードパントリーの定期的な開催を支援し、食の支援の充実に取り組んでいます。

(2) 生活自立支援事業

コロナ禍で生活に困窮する方を対象とした、生活福祉資金特例貸付（東京都社会福祉協議会（以下、東社協という）からの受託事業）は令和4年9月末日で、住居確保給付金（世田谷区からの受託事業）の特例再支給は令和5年3月末日で終了しました。なお、生活福祉資金特例貸付の償還事務は、令和5年1月から本格的に始まり、東社協の特例貸付事務センターが行っておりますが、本会においても、償還及び償還免除に関する相談を行っております。

こうした特例措置の終了後も、経済的な困窮だけでなく、心身の不調や社会的な孤立等、多様な課題を抱え生活に困窮する方に対し、引き続き、世田谷区や関係機関等とも連携しながら適切に対応するとともに、本部・ぷらっとホーム世田谷、各地域社協事務所が連携して、相談や食の支援にも取り組んでいます。

「世田谷区ひきこもり相談窓口『リンク』」は、開設から2年目になりますが、メルクマールせたがやとともに、世田谷区や関係機関と協働し、ひきこもりの方とその家族への支援を行っており、令和5年度は、職員体制を強化して取り組んでいます。

(3) 権利擁護事業

成年後見センターでは、令和5年度を始期とする「成年後見センター運営計画」に基づいて、法人後見、区民後見監督、あんしん事業等に取り組んでおります。

令和3年4月から、成年後見センターは世田谷区における権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくために、中核機関に位置づけられており、成年後見制度に関係する機関や団体等が参加する「地域連携ネットワーク会議」を定期的を開催しております。引き続き、行政をはじめ弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職、関係機関や団体等と連携するとともに、令和5年度は、区の申立費用助成の新設や後見人等への報酬助成の対象拡大等により、制度の更なる利用促進等に取り組んでおります。

3. 世田谷区住民活動計画の策定

現行の「第3次世田谷区住民活動計画（改定計画）」は令和6年度が最終年度となります。

住民の困りごとが多様化・複雑化する中、地域共生社会の実現に向け、住民・行政・関係機関等が今まで以上に連携・協働していく事が重要であり、CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーク）機能の発揮やネットワークを生かして地域福祉を推進する本会への期待も大きくなっています。

そのため、現在、区が策定作業を進めている「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」との連動を図りながら、令和5年度から地域住民や関係機関等のご参画をいただき、「第4次世田谷区住民活動計画」の策定作業に取り組んでおります。

4. セーフティネット機能の充実

令和5年秋になり、地域のお祭りやイベント等が4年ぶりに開催される等、コロナ禍前の状況に戻りつつあります。一方、食料品等の値上げが続いており、住民生活への深刻な影響が懸念されます。

このような中、本会は、セーフティネット機能やCSW機能を担っており、職員一同が自覚を持ち、地域における生活課題の解決を目指して、引き続き、住民や行政、地域の活動団体、事業者等と連携しながら取り組んでまいります。

■社会福祉事業区分

I. 地域福祉推進事業拠点区分

1. 法人運営事業サービス区分

(1) 組織運営事業

[上半期の動向]

- 6月に役員改選を行い、役職者（会長、副会長、常務理事）の選定を行った。
- 職員研修は、昨年度末に実施した職員アンケートの意見を踏まえて実施方法等を一部見直し、開催している。
- 会員会費の募集は、昨年度同様に強化月間を設けず通年で取り組み、戸別訪問による募集は、地区の状況に応じて可能な範囲で行っている。
- 効率的・効果的な ICT (Information and Communication Technology[情報通信技術]) を導入するために情報化適用申請を受け付け、8件の審査を行った。

① 理事会、評議員会等

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
理事会開催回数	4回	2回	4回	4回
評議員会開催回数	3回	1回	3回	3回
評議員選任・解任委員会開催回数	必要に応じて	0回	0回	1回

①-1 監査

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
監事監査開催回数	6回	1回	6回	6回

② 職員研修

今年度から新たに実施した社内研修	職員採用時研修（4月）及びフォローアップ研修（9・10月）の内容を精査し、受講対象者を非常勤職員にも拡大して行っている。
------------------	--

- ▶ アンガーマネジメント研修を下半期に予定している。

③ 災害時等緊急対応に向けた体制整備

法人の BCP (Business Continuity Plan [事業継続計画]) の一環として、震度5以上の地震発生時の自動参集体制を今年度の職員配置に基づき検討している。

④ 苦情解決委員会

令和6年3月に苦情解決委員会を開催予定としている。

⑤ 会員会費募集活動

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
会員数	19,000名	21,255名	23,389名	14,745名
会費額	31,120,000円	22,414,949円	27,908,812円	23,209,782円

⑥ ICT化の推進に向けた取り組み

令和5年2月の区社協ホームページリニューアルに伴い、寄付金のオンライン決済を導入した。食支援事業の食品寄贈拡充と併せ、寄付金拡充も取り組みを進めている。

(2) 企画研究・広報事業

[上半期の動向]

- 広報力の強化に向け、ホームページのアクセス解析サービスを導入し、閲覧人数や各事業ページの閲覧数の把握を行い、住民のホームページ利用の現状の可視化に取り組んでいる。
- 令和7年度からの第4次世田谷区住民活動計画（仮称）の策定に向けて、住民活動計画策定委員会を発足し、策定作業に着手している。

① 企画研究

住民活動計画の策定作業に伴い、区が実施しているニーズ調査等から地域生活課題の把握を行っている。今後、事業協力者、活動者へのアンケート調査を実施し、現状課題等の把握を行う。

② 広報活動

各課の職員で構成する広報委員会を開催し、地区・地域・全区で取り組む広報活動の現状と課題について把握した。

7月から、ホームページの利用者数、閲覧数を計測し、住民の興味関心の高い事業等詳細の現状把握を行っている。効果測定を継続し、住民にわかりやすいホームページを運営していく。

③ 世田谷区住民活動計画の策定〔新規〕

住民活動計画策定委員会を発足し、第1回策定委員会を開催した。今年度から2年を掛けて計画策定に取り組んでいく。

実施日	会場	内容
【第1回】 7月20日	梅丘パークホール	(1) 地域福祉事業・活動等の状況の共有 (2) 第4次世田谷区住民活動計画の策定方針の決定

▶ 今後の策定委員会は、第2回10月23日、第3回3月13日に開催予定。

《住民活動計画策定委員会委員名簿》

	氏名	所属・役職等
1	菱沼 幹男 ◎	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科 教授
2	諏訪 徹 ○	日本大学文理学部社会福祉学科 教授
3	鈴木 賢治	世田谷地域社協福祉推進協議会 会長
4	岡崎 克美	北沢地域社協福祉推進協議会 会長
5	玉川 稔	玉川地域社協福祉推進協議会 副会長
6	西崎 守	砧地域社協福祉推進協議会 会長
7	藤原 和子	烏山地域社協福祉推進協議会 副会長
8	坂本 雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会 会長
9	三羽 和彦	世田谷区町会総連合会 会長
10	栗田 幸子	世田谷区赤十字奉仕団 委員長
11	篠崎 広一	奥沢あんしんすこやかセンター 管理者
12	杉山 真生子	ぽーときたざわ管理者
13	松本 居恵	NPO 法人せたがや子育てネット 烏山地域業務責任者
14	小磯 満	せたがや公益協副代表幹事・社会福祉法人雲柱社 理事長
15	渡部 幹	世田谷ケアマネジャー連絡会 副委員長
16	荻野 陽一	世田谷区自立支援協議会 副会長
17	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会 会長
18	田中 耕太	世田谷区保健福祉政策部長
19	柳沢 純	世田谷区北沢総合支所長
20	長岡 光春	世田谷区社会福祉協議会常務理事 事務局長

◎委員長 ○副委員長

(敬称略)

2. 地域福祉事業サービス区分

(1) 地区社協活動支援事業

[上半期の動向]

- 地域住民等の創意工夫により、各地区社協事業をはじめとした地域福祉活動が再開され、コロナ禍により希薄化した住民相互の交流や絆づくりの取り組みが進んでいる。
- 地域生活課題の解決や地域支援に向け、地域住民をはじめ行政、福祉関係機関・団体等とのネットワークづくり、福祉活動の担い手の確保等に取り組んでいる。

① 地区社協の運営支援

29 の地区社会福祉協議会の事務局を担い、円滑な事業・イベント運営等への支援を通じ、地区における住民主体による福祉のまちづくりを推進している。

② 地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）【区受託】

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と本会地区事務局の四者連携による相談支援や、地域住民をはじめ福祉関係機関等との協働による新たな地域資源や生活支援サービスの開発等を進めながら、地域生活課題の解決と地域づくりに一体的

に取り組んでいる。

○地域生活課題の解決と地域づくりの推進

地域住民や専門機関・企業等との協働により、交通不便エリアでの買い物支援と居場所づくりを一体的に取り組む等、具体のニーズの解消とともに、住民相互の交流促進に努めている。

○生活支援コーディネート機能の発揮《介護保険事業》

地域住民、関係機関・団体等との協議の場（協議体）を設定し、地域生活課題の把握と共有、課題の具体的な解決に向けた話し合い等を行っている。また、地域活動や本会の取り組みの広報に努め、活動への参加や地域福祉への理解促進に努めている。

○地域活動の担い手の確保と育成

地区サポーターの登録を促進し、シニア世代を中心にニーズの高いスマートフォン講座等の本会事業や福祉団体の事業等へのマッチングに取り組む等、地域活動への参加を支援している。

○職員の専門性の向上

外部講師（学識経験者）によるコミュニティ・ソーシャル・ワーク専門研修や、内部職員を講師とした地域資源開発事業に関する実務研修、本部職員による出張指導等、地域生活課題の解決等に資する研修を通じて専門スキルの獲得に努めている。

③ 災害福祉サポーターの活動支援（災害対策事業）

発災時の安否確認を迅速に行うため、烏山地域をモデルとして、令和2年度からふれあいサービス利用会員のうち、災害時の安否確認を希望する方と災害福祉サポーターをマッチングし、安否確認訓練を行っている。

④ 社会福祉法人等のネットワーク推進事業

世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会（36 法人）の事務局を担い、法人の連携による地域生活課題の解決に向けた取り組みを推進する。

○全体会

実施日	会場	内容
【第1回】 6月7日	リモート開催	(1) 令和4年度収支報告について (2) 令和5年度地域公益活動協議会の取り組みについて

○食を介した相談支援の拡充

社会福祉法人施設（大三島育徳会、奉優会、さくら福祉会）での相談支援型フードパントリーの継続的な開催に向けて、7月から9月にかけて、4回試行実施した。社会福祉法人の専門性を活かしながら、児童館や子ども食堂等と連携し、課題やニーズが見えにくくなる中高生を対象にした取り組み等を検討している。

⑤ 高齢者の居場所づくり事業（「なごみの広場ちとふな」）【区受託】

世田谷区立千歳温水プール内の健康運動室等にて、スマートフォンの活用や囲碁等の各種講座、福祉に関する相談会、世田谷区視力障害者福祉協会の協力によるマッサージ等の開催を通して、シニア世代の気軽な居場所機能の発揮と参加者相互の交流を促進している。

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
開催回数	60回	31回	48回	48回

(2) 地域社協活動事業

[上半期の動向]

- 本会全体の主要な取り組み等や地区社協活動等に関する情報共有の場として地域社協福祉推進協議会を開催し、身近な地区における絆の維持・支えあいの促進に努めている。

① 地域社協福祉推進協議会の運営支援

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
開催回数	15回	5回	14回	15回

➤ コロナ感染拡大の状況を踏まえ、通常開催、地区社協会長会によりそれぞれ開催している。

② 地域・地区における交流・啓発

下半期に開催を予定している。

③ 災害見舞金事業

火災6件 (@10,000円×6)、水害2件 (@5,000円×2) をそれぞれお渡しした。

(3) 地域支えあい活動支援事業

[上半期の動向]

- コロナ禍の収束に伴い、徐々に活動が再開されている。しかし、サロン・ミニデイに参加している高齢者の中には、感染を警戒し外出を避ける方々も多いことから、必要に応じた声掛けや見守り、フレイル予防の取り組み等、活動スタッフ等と連携し取り組んでいる。
- 子ども食堂では、多くのグループが会食形式による活動を再開しているとともに、一方、弁当や食材配布を継続実施するグループもある中、活動の継続性と安定性を確保するため、区と連携した活動助成金の交付や寄贈食材の迅速な提供等の支援を強化している。
- 食支援体制の拡充に向けて、企業等の新規開拓に取り組み、受入れ食品では、食の質が高まるよう冷凍食品の取扱いを開始した。また、スーパーと協定を結び、箱破損品等を含めた商品を定期的に提供いただけることになった。
- 法人企業の店舗で開催する常設型のフードドライブの実施箇所を増やす等、安定的な食品の確保に向けて企業連携の強化を図っている。
- 食支援サイト『せたべる』による子ども食堂等への定期的な食品配付とともに、食支

援活動の取組みを積極的に発信し、事業の見える化に取り組んでいる。

- 本会に集まった食品は、子ども食堂や生活支援施設等での活用の他、生活困窮世帯への食支援として、地域社協事務所等の相談窓口でも配付を行った。

① 地域支えあい活動グループの支援

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
ふれあい・いきいきサロン数	688 団体	643 団体	624 団体	622 団体
(内、子育てサロン数)	95 団体	85 団体	82 団体	86 団体
支えあいミニデイ数	65 団体	57 団体	62 団体	63 団体

② 子ども食堂運営支援

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
運営助成金交付団体数	45 団体	42 団体	38 団体	35 団体
東京都子ども食堂推進補助金交付団体数	45 団体	40 団体	34 団体	30 団体
支えあい活動保険利用団体数	50 団体	48 団体	46 団体	41 団体
せたがやフードドライブ利用団体数	45 団体	41 団体	39 団体	36 団体

③ 地域で支える食の支援事業（拡充）

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
食品受取（企業・個人）	34,000kg	14,302kg	33,780kg	—
団体への配布	延 1,300 団体	延 779 団体	延 1,311 団体	—
家庭への配布	1,020 世帯	542 世帯	延 1,042 世帯	—
新規企業等の開拓	12 件	17 件	38 件	—

- 食品受取の実績は、区や地区社協・地域社協事務所での受け取り分を含む。
- 家庭への配付の実績は、ぷらっとホーム世田谷・地域社協事務所での配付分を含む。

④ 地域支えあい活動拠点管理

地域支えあい活動団体をはじめ、地域活動団体による円滑な利用を調整・支援している。また、安心・安全に利用できるよう、区との連携を図りながら、各種メンテナンスや備品の整備等に迅速に取り組んでいる。

⑤ せたがやフードドライブ事業

世田谷区清掃・リサイクル部が実施する各家庭から提供される食品の受け取り総量が昨年に比べ、減少している。

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
配布総量	12,000kg	3,241kg	10,685kg	6,483kg

⑥ 認知症等による行方不明者への支援（一人歩き SOS ネットワーク）

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
協力者数	700名	578名	576名	611名
利用登録者数	100名	68名	89名	94名

⑦ 地域福祉推進大会

実行委員会を2回開催した。大学と地域との連携をテーマとして、駒澤大学の記念講堂において、通常どおりの会場開催で実施を予定している。

予定日時：11月19日（日）13時～15時40分 会場：駒澤大学 記念講堂
 主な内容：駒澤大学生の研究発表

①「FSRで広げる食の支援」②「ロスが教える未来のかたち」
 講演「大学生による地域実践の可能性」

駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻 教授 川上富雄 氏

(4) 福祉活動団体助成事業

[上半期の動向]

- 福祉活動団体への助成を通じて、コロナ禍により停滞を余儀なくされた福祉活動を支援するとともにネットワークづくりをすすめ、地域福祉の推進を図っている。

① 地域福祉活動団体助成事業

ア. 社会福祉活動団体助成金の交付

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
助成団体数	16団体	12団体	12団体	10団体
助成金額	5,344,000円	4,266,000円	4,646,000円	3,210,000円

イ. 赤い羽根共同募金地域配分金（B 配分）の配分推せん

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
助成団体数	69 団体	－団体	67 団体	61 団体
助成金額	10,600,000 円	－円	10,600,000 円	5,730,000 円

➤ 12 月開催予定の配分推薦委員会にて推薦を決定する。

② 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員の協力を得て生活福祉資金（特例貸付除く）の貸付事業を展開しているとともに、地区・地域において地域生活課題の解決に向けて協働している。

(5) 地域福祉人材育成事業

[上半期の動向]

- 地域福祉活動の拡充を目指して、地区サポーターの登録拡大に努めている。コロナ禍以降、ニーズが高まっている高齢者を対象としたスマートフォン活用講座（スマホ講座）での活動(デジボラ)や障害福祉団体の事業応援、「なごみの広場ちとふな」での活動等、具体的な活動へのマッチングを行っている。

① 地区サポーター

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
登録者数	1,600 名	1,645 名	1,597 名	1,393 名
マッチング件数	500 件	234 件	629 件	362 件

② 地区活動入門講座

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
講座開催回数	11 回	6 回	16 回	7 回
講座参加人数	延 220 名	延 82 名	延 212 名	延 70 名

③ 特技ボランティア

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
登録者数	220 名	195 名	195 名	172 名

④ 福祉学習

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
福祉学習実施回数	50 回	25 回	53 回	45 回
福祉学習参加者数	5,500 名	2,731 名	5,795 名	4,019 名
福祉学習貸出件数	10 件	5 件	7 件	7 件

⑤ ボランティア保険事務【東社協受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
ボランティア保険加入 人数	10,500 名	8,657 名	8,851 名	8,044 名
行事保険加入件数	1,200 件	382 件	1,227 件	905 件

(6) 日常生活支援事業

[上半期の動向]

- ふれあいサービス等訪問・対面型の事業は、支援者に協力を仰ぎマスク着用を継続して、会員双方の安全確保を優先した運営に取り組んでいる。
- ふれあいサービスは、コロナ以前の状況には未だ遠いものの、引き続き会員の感染不安の低減に努め、安心・安全を最優先にサービス提供を図っていく。

① ふれあいサービス

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
利用会員数	600 名	585 名	513 名	529 名
うち新規利用登録数	175 名	96 名	174 名	165 名
協力会員数	600 名	571 名	529 名	576 名
派遣・活動時間数	18,000 時間	6,472.5 時間	14,787.5 時間	16,242.5 時間
フォローアップ研修回数	2 回	1 回	2 回	0 回

② 支えあいサービス（介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス）【区受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
利用者数	90 名	45 名	72 名	63 名
協力者数	345 名	397 名	370 名	323 名
延べ利用回数	3,192 回	1,166 回	2,622 回	2,877 回

③ 高齢者の不安解消事業

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
終活講座実施回数	2 回	一回	2 回	0 回

➤ 令和 5 年度は下半期 2 回を予定している。

(7) 子育て支援事業

[上半期の動向]

- 新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向にあり、利用申込みや利用件数も増えつつある。
- 援助会員に登録するための子育て支援者養成研修は、昨年度からオンライン開催を一部導入したことにより、子育てや就労等で会場開催での研修に参加できなかった層の受講者数が増加している。

① 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業【区受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
利用会員数	6,500 名	4,346 名	5,462 名	4,101 名
（内、新規登録利用会員数）	1,300 名	853 名	1,396 名	1,014 名
援助会員数	1,150 名	879 名	1,043 名	886 名
（内、新規登録援助会員数）	200 名	66 名	164 名	104 名
利用（援助活動）回数	22,500 回	11,625 回	22,993 回	17,756 回
利用（援助活動）時間数	40,000 時間	22,114.5 時間	33,052 時間	24,538.5 時間
紹介件数	1,350 件	658 件	1,365 件	1,062 件
アウトリーチ回数	300 回	224 回	443 回	224 回

② 子育て支援者の育成

ア. 子育て支援者養成研修【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
実施回数	6回	3回	6回	3回
参加者数	240名	121名	231名	109名

➤ 上半期は3回のうち2回をオンライン研修（オンデマンド配信）とした。

イ. 援助会員フォローアップ研修(a)及びフォローアップ専門研修(b)【区受託】

援助会員が安全に活動をするために、スキルアップ研修を実施する。(年間1回下半期に開催=(a))

援助会員は「救急救命講習及び事故防止」の実技講習（専門研修）を5年に一度受講することが義務付けられた。(年間6回下半期に開催=(b))

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
a 実施回数	1回	0回	1回	1回
a 参加者数	40名	0名	16名	24名
b 実施回数	6回	4回	6回	6回
b 参加者数	240名	80名	60名	69名

③ 会員交流会【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
利用会員交流会 実施回数	2回	2回	2回	2回
同 参加者数	100名	48名	7名	19名
援助会員交流会 実施回数	2回	0回	2回	2回
同 参加者数	100名	0名	27名	25名

➤ 令和3年度からは利用会員と援助会員に分け、各2回実施している。

④ 「事前打ち合わせ」体験事業【区受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期実績		
実施回数	5 回	3 回	4 回	5 回
参加者数（利用会員）	25 組	15 組	10 組	18 組
参加者数（援助会員）	35 名	18 名	24 名	29 名

➤ 自主事業として令和 2 年度(試行)、令和 3 年度実施し、令和 4 年度より受託事業となった。

⑤ 住民向け講座等

ア. 援助会員発掘事業【区受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期実績		
実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回
参加者数	100 名	36 名	30 名	18 名

➤ 今年度は区民への事業周知を目的に、集客率が高い企画を実施、昨年度を上回る参加者があった。

イ. 子育て支援講座

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期実績		
実施回数	2 回	0 回	1 回	1 回
参加者数	80 名	0 名	10 名	7 名

(8) 障害者支援事業

[上半期の動向]

- 福祉喫茶では、2 方向換気の継続や十分な間隔を確保した座席の配置を行い、お客様に安心して来店いただける店づくりを行っている。
- 集客は回復傾向でコロナ以前に戻りつつある。障害のある職員の一般就労に向け、今後も集客に努め、訓練機会の確保に努めていく。

① 福祉喫茶の運営

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期実績		
就労支援数	4 名	2 名	3 名	6 名
来客者数	21,350 名	12,965 名	22,618 名	20,086 名

② 研修（店長・援助者・従事者）

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
従事者研修回数	3 回	－回	2 回	3 回
店長・援助者研修回数	6 回	－回	6 回	7 回

➤ 今年度は下半期に実施する。

(9) 歳末たすけあい運動事業

[上半期の動向]

- 世田谷区町会総連合会、世田谷区民生委員児童委員協議会、世田谷区赤十字奉仕団等の協力の下、各地区を単位とした募金活動等の円滑な実施に向けて、関係団体等と調整を行っている。
- 職員による街頭募金（各地域主要駅頭等にて）を12月1日に予定している。

① 歳末たすけあい・地域支えあい募金

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
募金額	27,000,000 円	－円	29,818,246 円	24,877,595 円

➤ 募金活動は11月15日から12月15日までとし、集計は1月末となる。

② 世田谷区共同募金配分推せん委員会事務局運営

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
配分推薦委員会 開催回数	2 回	1 回	3 回	2 回

II. 生活自立支援事業拠点区分

1. 生活困窮者自立相談支援事業サービス区分

(1) 生活困窮者自立支援事業

[上半期の動向]

- 新型コロナウイルスの影響は落ち着いてきたが、緊急小口資金・総合支援資金・住居確保給付金を利用した後も生活上の課題を抱える方への支援が増加している。
- 家計や就労に関する相談は継続的に多い状況にあり、その背景にあるメンタルヘルス・家族関係等の要因が複雑化・多問題化している。
- 就労準備支援事業については、新たに毎月定例の仕事見学会を催し、講座も新設する等、積極的に展開している。

- 子どもの学習・生活支援事業（せたがやゼミナール）については、夏休み期間中も継続して開催するとともに、在籍の中学3年生・高校3年生を対象に受験勉強を支援する「せたがやゼミナールプラス」の取り組みを開始した。
- 即時の食支援が必要なケースへフードバンクと併せ、利用者の利便性に考慮し、烏山地域にフードパントリーの開催場所を増設し食料を配布している。
- 住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、設けられた申請要件の緩和が令和5年3月で廃止されたため、4月以降の申請数は、一定の落ち着きを見せている。

① 自立・相談支援【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
相談件数	1,000件	712件	1,366件	1,114件
プラン作成件数 (新規・更新含む)	600件	365件	605件	603件

② 家計改善支援【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
家計改善相談件数	200件	322件	518件	421件
転宅支援件数	50件	12件	－件	－件

➤ 令和4年度までの転宅支援は家計改善相談件数に含む。

③ 生活保護受給者支援【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
転宅支援件数	30件	10件	20件	13件
家計改善支援件数	20件	16件	5件	2件

④ 住居確保給付金【区受託】

住宅を喪失したか、喪失の恐れのある方（離職2年以内で就労能力及び就労意欲のある方）を対象として、家賃を助成する申請手続きを行う。

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
新規申請者件数	600件	45件	407件	1,171件
延長申請者件数	450件	37件	395件	1,259件

再延長申請者件数	340 件	44 件	419 件	1,206 件
再々延長申請受付件数	—	—	—	1,085 件
再支給申請受付件数	—	22 件*	713 件	2,529 件

➤ *特例再支給の申請受付を含む。

⑤ 就労準備支援事業【区受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
講座等実施回数	260 回	110 回	224 回	169 回
講座等延参加人数	1,300 名	422 名	838 名	527 名

⑥ 日常生活支援アドバイザー派遣事業【区受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
派遣対象者数	30 名	6 名	6 名	8 名

⑦ ひきこもり等の生きづらさを抱えた生活困窮者の支援事業【区受託】

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
セミナー等の開催回数	1 回	— 回	2 回	1 回
セミナー等の参加人数	70 名	— 名	91 名	113 名

➤ 今年度は下半期に実施する。

⑧ 生活困窮者移動支援事業

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
利用者数	24 名	0 名	6 名	7 名

⑨ 生活困窮者緊急食支援事業

食事に事欠く方に対し、2～3 日分の食べ物を緊急支援として提供する。

	令和 5 年度		令和 4 年度実績	令和 3 年度実績
	計画	上半期 実績		
支援件数	70 件	31 件	85 件	180 件

⑩ フードパントリー事業（拡充）【自主（一部区受託）】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
支援件数	660件	109件	283件	311件

⑪ 子どもの学習・生活支援事業【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
開催場所数	5ヶ所	5ヶ所	5か所	5か所
延登録者数	50名	65名	77名	77名

⑫ 受験生チャレンジ支援貸付【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
学習塾等受講料申請者(中3)件数	240件	35件	172件	102件
学習塾等受講料申請者(高3)件数	120件	20件	93件	71件
受験料申請者(中3)件数	240件	5件	159件	99件
受験料申請者(高3)件数	160件	8件	119件	93件

⑬ 進学応援給付金

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
対象者数	16名	10名	10名	7名

⑭ ひきこもり支援（拡充）【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
新規相談受付業務	300名	85名	213名	—
プラン策定件数	20件	11件	13件	—
重層的支援会議	12回	27回	64回	—
8050支援部会	2回	0回	2回	—
ひきこもり・就労支援部会	3回	2回	4回	—

(2) 生活福祉資金貸付事務事業

[上半期の動向]

- 所得の少ない世帯、障害や介護を要する高齢者のいる世帯の生活の安定を図るために、福祉資金や教育支援資金の貸付けと必要な相談支援を行った。
- 新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付の緊急小口資金と総合支援資金の償還が、令和5年1月から開始された。償還困難な状況にある借受人からの償還猶予申請受付等の対応を行っている。

① 生活福祉資金貸付事務事業【東社協受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
福祉資金・教育支援資金申請件数	80件	19件	58件	59件
緊急小口資金貸付件数	20件	4件	2件	0件
総合支援資金貸付件数	5件	0件	0件	0件
不動産担保型生活資金件数	2件	0件	0件	0件
要保護世帯不動産担保型生活資金申請件数	2件	0件	0件	0件

2. 貸付金事業サービス区分

(1) 貸付金等事業

[上半期の動向]

- 経済的困窮とともに、他の生活支援を必要とする方からの相談等が増加している。

① 応急貸付金事業

ぷらっとホーム世田谷と地域社協事務所との連携による貸付が増えている。

② 緊急援護金事業

各総合支所生活支援課に預託し、緊急支援を要する場合にケースワーカーが少額を貸し付けている。※年度末に精算する。

Ⅲ. 権利擁護事業拠点区分

1. 成年後見推進事業サービス区分

(1) あんしん事業

[上半期の動向]

○ 解約件数が42件と多く、契約件数はやや減少している。

① あんしん事業（福祉サービス利用援助事業）【東社協受託・自主】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
新規契約件数	40件	32件	69件	63件
年度末契約件数	170件	164件	173件	158件
後見移行件数	17件	12件	18件	10件

② あんしん法律相談

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	上半期実績			
相談件数	13件 (37件)		28件 (94件)	43件 (113件)

➤ () は、「福祉サービス利用援助事業」と「成年後見推進事業」をあわせた「あんしん法律相談」合計数

(2) 成年後見制度利用支援事業

[上半期の動向]

- 相談員による相談件数は、5・6・7月は昨年度比70%台であったが、8月以降は昨年度を上回る件数となり、トータルで見ると昨年度に近い件数となっている。
- 弁護士による無料の専門相談（あんしん法律相談）は、希望により対面または電話相談で実施した。相談件数は昨年度比約66%と減少している。
- 申立支援件数は昨年度と同程度となっている。

① 成年後見制度の専門相談・支援【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
相談件数	1,600件	932件	1,981件	1,678件

② 親族後見人等への支援【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
申立支援件数	95件	42件	103件	78件
親族後見人継続支援件数	10件	5件	5件	3件

③ 弁護士による専門相談【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
相談件数	24件 (37件)		66件 (94件)	70件 (113件)

➤ () は、「福祉サービス利用援助事業」と「成年後見推進事業」をあわせた「あんしん法律相談」合計数

④ 区民成年後見人養成研修の実施【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
修了者数	11名	1名	8名	8名

➤ 養成研修は10月修了を予定している。

⑤ 区民成年後見支援員の活動支援【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
区民成年後見支援員登録人数	165名	144名	159名	157名

⑥ 成年後見センター運営委員会【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
開催回数	3回	1回	3回	3回

⑦ 事例検討委員会【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
開催回数	24回	12回	24回	24回

⑧ 権利擁護事例検討会【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
実施回数	2回	1回	2件	2件

⑨ 成年後見制度地域連携ネットワーク会議の開催【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
開催回数	3回	1回	2回	2回

⑩ 親族後見人のための成年後見セミナー【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
実施回数	1回	－回	1回	1回
参加者数	20名	－名	12名	11名

➤ 下半期に実施を予定している。

⑪ 成年後見セミナー【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
実施回数	4回	2回	4回	1回
募集人員	160名	34名	43名	11名

⑫ 老い支度講座【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
開催回数	6回	2回	5回	2回
募集人員	180名	89名	62名	24名

⑬ 区民成年後見人の活動支援【区受託】

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
新規受任件数	17件	6件	13件	16件
年度未受任件数	62件	53件	54件	60件
死後事務対応件数	15件	7件	13件	16件
区民成年後見人等受任者数	58件	48件	50名	56名

⑭ 活動報告書の作成【区受託】

成年後見センターで扱った事例を中心とした内容で作成し、成年後見制度の普及啓発

に努めている。※1月完成予定

(3) 法人による成年後見事業

[上半期の動向]

- 法人による区民後見監督、法人後見、任意後見の新規受任件数はほぼ計画通りの推移となっている。

① 法人による区民後見監督

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
新規受任件数	17件	9件	13件	16件
年度末受任件数	62件	53件	54件	60件

➤ 現在の受任件数の過年度実績は各年度末の件数。

② 法人による成年後見

ア. 法人後見

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
新規受任件数	15件	9件	17件	18件
年度末受任件数	105件	97件	97件	103件
死後事務対応件数	20件	3件	14件	6件

イ. 任意後見

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
新規契約件数	3件	1件	2件	1件
年度末契約件数	10件	9件	8件	9件

③ 区民成年後見人への後見報酬・区民成年後見支援員への活動助成

ア. 申立費用の貸付

申立費用の貸付は、上半期の実績はなかった。

イ. 区民成年後見人等への報酬及び区民成年後見支援員への活動助成

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
後見報酬助成件数	9件	1件	4件	3件
自主活動助成件数	5件	3件	3件	3件

④ 「私のノート（本会発行のエンディングノート）」の発行

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
販売部数	300冊	51冊	207冊	194冊

■収益事業区分

I. 自動販売機設置事業拠点区分

1. 自動販売機設置事業サービス区分

(1) 自動販売機設置事業

[上半期の動向]

- 新規台数1か所1台（個人宅）を設置した。

① 地域貢献型自動販売機設置

	令和5年度		令和4年度実績	令和3年度実績
	計画	上半期実績		
自動販売機設置台数	41台	40台	39台	38台

予算執行状況表 ●法人全体

令和5年04月01日から令和5年09月30日まで

科目	現計予算	執行額	執行残額	執行率	備考
事業活動による収入	1,454,357,000	666,534,302	787,822,698	46	
会費収入	32,031,000	11,940,364	20,090,636	37	
社協会費収入	31,120,000	11,451,364	19,668,636	37	
利用会員会費収入	911,000	489,000	422,000	54	
寄附金収入	8,500,000	10,649,618	△ 2,149,618	125	
経常経費寄附金収入	8,500,000	10,649,618	△ 2,149,618	125	
経常経費補助金収入	483,146,000	247,455,516	235,690,484	51	
区補助金収入	444,311,000	217,686,000	226,625,000	49	
その他の補助金収入	956,000	50,130	905,870	5	
共同募金配分金収入	37,879,000	29,719,386	8,159,614	78	
受託金収入	841,666,000	359,185,294	482,480,706	43	
区受託金収入	767,813,000	285,866,294	481,946,706	37	
東社協受託金収入	73,853,000	73,319,000	534,000	99	
貸付事業収入	870,000	66,430	803,570	8	
償還金収入	870,000	66,430	803,570	8	
事業収入	86,486,000	36,454,982	50,031,018	42	
利用料収入	63,868,000	24,899,952	38,968,048	39	
資料・図書等頒布収入	55,000	36,850	18,150	67	
広告料収入	132,000	0	132,000	0	
手数料収入	6,000	0	6,000	0	
売上金収入	13,893,000	7,264,180	6,628,820	52	
販売手数料収入	8,532,000	4,254,000	4,278,000	50	
負担金収入	774,000	274,300	499,700	35	
負担金収入	774,000	274,300	499,700	35	
受取利息配当金収入	495,000	55,494	439,506	11	
受取利息配当金収入	495,000	55,494	439,506	11	
その他の収入	389,000	452,304	△ 63,304	116	
受入研修費収入	228,000	0	228,000	0	
受取保険金収入	1,000	0	1,000	0	
雑収入	160,000	452,304	△ 292,304	283	
事業活動による収入 合計	1,454,357,000	666,534,302	787,822,698	46	
事業活動による支出	1,478,458,000	641,624,221	836,833,779	43	
人件費支出	1,071,736,000	480,070,284	591,665,716	45	
役員報酬支出	300,000	50,000	250,000	17	
職員給料支出	413,573,000	199,906,951	213,666,049	48	
職員賞与支出	128,230,000	58,651,466	69,578,534	46	
非常勤職員給与支出	322,124,000	153,531,184	168,592,816	48	
派遣職員費支出	27,263,000	11,712,761	15,550,239	43	
退職給付支出	44,343,000	8,788,170	35,554,830	20	
法定福利費支出	135,903,000	47,429,752	88,473,248	35	
事業費支出	124,480,000	33,283,376	91,196,624	27	
諸謝金支出	25,801,000	6,640,750	19,160,250	26	
旅費交通費支出	4,085,000	577,914	3,507,086	14	
消耗器具備品費支出	12,077,000	2,592,416	9,484,584	21	
印刷製本費支出	1,734,000	649,610	1,084,390	37	
水道光熱費支出	4,454,000	1,011,665	3,442,335	23	
燃料費支出	100,000	25,740	74,260	26	
修繕費支出	461,000	67,560	393,440	15	
通信運搬費支出	11,188,000	2,797,813	8,390,187	25	
会議費支出	1,200,000	152,503	1,047,497	13	
広報費支出	6,294,000	1,636,341	4,657,659	26	
業務委託費支出	15,773,000	3,655,840	12,117,160	23	
手数料支出	3,661,000	365,602	3,295,398	10	
保険料支出	6,365,000	5,848,527	516,473	92	
賃借料支出	2,263,000	416,360	1,846,640	18	
援護費支出	6,750,000	0	6,750,000	0	
原材料費支出	4,956,000	2,572,145	2,383,855	52	
緊急援護費支出	1,052,000	185,000	867,000	18	
協力会員活動費支出	16,214,000	4,085,580	12,128,420	25	
後見人活動費支出	48,000	0	48,000	0	
雑支出	4,000	2,010	1,990	50	
事務費支出	177,485,000	69,040,221	108,444,779	39	
福利厚生費支出	4,414,000	2,137,907	2,276,093	48	
旅費交通費支出	7,082,000	1,701,890	5,380,110	24	

科目	現計予算	執行額	執行残額	執行率	備考
研修研究費支出	522,000	242,000	280,000	46	
事務消耗品費支出	13,369,000	3,336,808	10,032,192	25	
印刷製本費支出	8,159,000	3,304,409	4,854,591	41	
水道光熱費支出	4,988,000	1,187,181	3,800,819	24	
燃料費支出	171,000	67,745	103,255	40	
修繕費支出	572,000	83,162	488,838	15	
通信運搬費支出	20,547,000	7,543,176	13,003,824	37	
会議費支出	225,000	7,085	217,915	3	
広報費支出	430,000	30,000	400,000	7	
業務委託費支出	33,112,000	10,752,511	22,359,489	32	
手数料支出	19,306,000	8,494,597	10,811,403	44	
保険料支出	1,088,000	973,119	114,881	89	
賃借料支出	8,405,000	3,647,485	4,757,515	43	
土地・建物賃借料支出	28,878,000	18,904,738	9,973,262	65	
租税公課支出	21,216,000	6,035,130	15,180,870	28	
保守料支出	1,779,000	0	1,779,000	0	
渉外費支出	1,403,000	268,663	1,134,337	19	
諸会費支出	601,000	141,000	460,000	23	
謝礼金支出	1,177,000	151,552	1,025,448	13	
雑支出	41,000	30,063	10,937	73	
貸付事業支出	1,210,000	62,430	1,147,570	5	
貸付金支出	1,210,000	62,430	1,147,570	5	
助成金支出	88,547,000	59,167,910	29,379,090	67	
地域支えあい活動助成金支出	19,767,000	4,558,460	15,208,540	23	
福祉活動団体助成金支出	65,780,000	53,919,450	11,860,550	82	
修学費用給付金支出	1,920,000	690,000	1,230,000	36	
区民後見人活動報酬助成金支出	1,080,000	0	1,080,000	0	
その他の支出	15,000,000	0	15,000,000	0	
法人税、住民税及び事業税支出	15,000,000	0	15,000,000	0	
事業活動による支出 合計	1,478,458,000	641,624,221	836,833,779	43	
増減差額	△ 24,101,000	24,910,081	△ 49,011,081	0	
施設整備等による支出	3,880,000	550,000	3,330,000	14	
固定資産取得支出	3,880,000	550,000	3,330,000	14	
器具及び備品取得支出	3,000,000	0	3,000,000	0	
ソフトウェア取得支出	880,000	550,000	330,000	63	
施設整備等による支出 合計	3,880,000	550,000	3,330,000	14	
増減差額	△ 3,880,000	△ 550,000	△ 3,330,000	0	
その他の活動による収入	311,236,000	0	311,236,000	0	
積立資産取崩収入	80,336,000	0	80,336,000	0	
子ども福祉基金積立資産取崩収入	1,939,000	0	1,939,000	0	
事業運営積立資産取崩収入	21,484,000	0	21,484,000	0	
地域支えあい積立資産取崩収入	6,136,000	0	6,136,000	0	
権利擁護推進基金積立資産取崩収入	24,742,000	0	24,742,000	0	
シルバー資金融資積立資産取崩収入	220,000	0	220,000	0	
退職給付引当資産取崩収入	25,815,000	0	25,815,000	0	
その他の活動による収入 合計	311,236,000	0	311,236,000	0	
その他の活動による支出	279,786,000	119,400	279,666,600	0	
積立資産支出	48,763,000	0	48,763,000	0	
事業運営積立資産支出	32,578,000	0	32,578,000	0	
退職給付引当資産支出	16,185,000	0	16,185,000	0	
その他の活動による支出	123,000	119,400	3,600	97	
差入保証金支出	123,000	119,400	3,600	97	
その他の活動による支出 合計	279,786,000	119,400	279,666,600	0	
増減差額	31,450,000	△ 119,400	31,569,400	0	
予備費支出	10,000,000	0	10,000,000	0	
予備費支出	10,000,000	0	10,000,000	0	
予備費支出	10,000,000	0	10,000,000	0	
当期資金増減差額	△ 6,531,000	24,240,681	△ 30,771,681	0	
前期末支払資金残高	19,689,000	134,089,140	△ 114,400,140	681	
当期末支払資金残高	13,158,000	158,329,821	△ 145,171,821	0	

R5 決算見込額

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

	勘定科目	現計予算	決算見込	増減	執行率
	< 事業活動による収支 >				
	< 収入 >				
1	会費収入	32,031,000	32,031,000	0	100.0%
2	社協会費収入	31,120,000	31,120,000	0	100.0%
3	利用会員会費収入	911,000	911,000	0	100.0%
4	寄附金収入	8,500,000	8,500,000	0	100.0%
5	経常経費寄附金収入	8,500,000	8,500,000	0	100.0%
6	経常経費補助金収入	483,146,000	471,138,000	12,008,000	97.5%
7	区補助金収入	444,311,000	432,303,000	12,008,000	97.3%
8	その他の補助金収入	956,000	956,000	0	100.0%
9	共同募金配分金収入	37,879,000	37,879,000	0	100.0%
10	受託金収入	841,666,000	841,666,000	0	100.0%
11	区受託金収入	767,813,000	767,813,000	0	100.0%
12	東社協受託金収入	73,853,000	73,853,000	0	100.0%
13	貸付事業収入	870,000	870,000	0	100.0%
14	償還金収入	870,000	870,000	0	100.0%
15	事業収入	86,486,000	86,486,000	0	100.0%
16	利用料収入	63,868,000	63,868,000	0	100.0%
17	資料・図書等頒布収入	55,000	55,000	0	100.0%
18	広告料収入	132,000	132,000	0	100.0%
19	手数料収入	6,000	6,000	0	100.0%
20	売上金収入	13,893,000	13,893,000	0	100.0%
21	販売手数料収入	8,532,000	8,532,000	0	100.0%
22	負担金収入	774,000	774,000	0	100.0%
23	負担金収入	774,000	774,000	0	100.0%
24	受取利息配当金収入	495,000	495,000	0	100.0%
25	受取利息配当金収入	495,000	495,000	0	100.0%
26	その他の収入	389,000	389,000	0	100.0%
27	受入研修費収入	228,000	228,000	0	100.0%
28	受取保険金収入	1,000	1,000	0	100.0%
29	雑収入	160,000	160,000	0	100.0%
30	事業活動収入計(1)	1,454,357,000	1,442,349,000	12,008,000	99.2%
31	< 支出 >				
32	人件費支出	1,071,736,000	1,069,806,000	1,930,000	99.8%
33	役員報酬支出	300,000	300,000	0	100.0%
34	職員給料支出	413,573,000	409,214,000	4,359,000	98.9%
35	職員賞与支出	128,230,000	127,285,000	945,000	99.3%
36	非常勤職員給与支出	322,124,000	324,589,000	△ 2,465,000	100.8%
37	派遣職員費支出	27,263,000	28,973,000	△ 1,710,000	106.3%
38	退職給付支出	44,343,000	44,343,000	0	100.0%
39	法定福利費支出	135,903,000	135,102,000	801,000	99.4%
40	事業費支出	124,480,000	91,474,000	33,006,000	73.5%
41	諸謝金支出	25,801,000	15,972,000	9,829,000	61.9%
42	旅費交通費支出	4,085,000	2,336,000	1,749,000	57.2%
43	消耗器具備品費支出	12,077,000	8,096,000	3,981,000	67.0%
44	印刷製本費支出	1,734,000	1,686,000	48,000	97.2%
45	水道光熱費支出	4,454,000	4,219,000	235,000	94.7%
46	燃料費支出	100,000	74,000	26,000	74.0%
47	修繕費支出	461,000	221,000	240,000	47.9%

①

②

③

	勘定科目	現計予算	決算見込	増減	執行率
48	通信運搬費支出	11,188,000	9,083,000	2,105,000	81.2%
49	会議費支出	1,200,000	948,000	252,000	79.0%
50	広報費支出	6,294,000	5,492,000	802,000	87.3%
51	業務委託費支出	15,773,000	9,385,000	6,388,000	59.5%
52	手数料支出	3,661,000	3,169,000	492,000	86.6%
53	保険料支出	6,365,000	5,914,000	451,000	92.9%
54	賃借料支出	2,263,000	1,088,000	1,175,000	48.1%
55	援護費支出	6,750,000	6,750,000	0	100.0%
56	原材料費支出	4,956,000	5,725,000	△769,000	115.5%
57	緊急援護費支出	1,052,000	1,013,000	39,000	96.3%
58	協力会員活動費支出	16,214,000	10,275,000	5,939,000	63.4%
59	後見人活動費支出	48,000	24,000	24,000	50.0%
60	雑支出	4,000	4,000	0	100.0%
61	事務費支出	177,485,000	166,646,000	10,839,000	93.9%
62	福利厚生費支出	4,414,000	4,371,000	43,000	99.0%
63	旅費交通費支出	7,082,000	6,696,000	386,000	94.5%
64	研修研究費支出	522,000	276,000	246,000	52.9%
65	事務消耗品費支出	13,369,000	8,668,000	4,701,000	64.8%
66	印刷製本費支出	8,159,000	6,148,000	2,011,000	75.4%
67	水道光熱費支出	4,988,000	4,717,000	271,000	94.6%
68	燃料費支出	171,000	150,000	21,000	87.7%
69	修繕費支出	572,000	490,000	82,000	85.7%
70	通信運搬費支出	20,547,000	16,080,000	4,467,000	78.3%
71	会議費支出	225,000	168,000	57,000	74.7%
72	広報費支出	430,000	430,000	0	100.0%
73	業務委託費支出	33,112,000	36,026,000	△2,914,000	108.8%
74	手数料支出	19,306,000	18,225,000	1,081,000	94.4%
75	保険料支出	1,088,000	1,105,000	△17,000	101.6%
76	賃借料支出	8,405,000	8,545,000	△140,000	101.7%
77	土地・建物賃借料支出	28,878,000	28,146,000	732,000	97.5%
78	租税公課支出	21,216,000	22,356,000	△1,140,000	105.4%
79	保守料支出	1,779,000	1,662,000	117,000	93.4%
80	渉外費支出	1,403,000	1,045,000	358,000	74.5%
81	諸会費支出	601,000	587,000	14,000	97.7%
82	謝礼金支出	1,177,000	714,000	463,000	60.7%
83	雑支出	41,000	41,000	0	100.0%
84	貸付事業支出	1,210,000	685,000	525,000	56.6%
85	貸付金支出	1,210,000	685,000	525,000	56.6%
86	助成金支出	88,547,000	79,861,000	8,686,000	90.2%
87	地域支えあい活動助成金支出	19,767,000	16,212,000	3,555,000	82.0%
88	福祉活動団体助成金支出	65,780,000	61,639,000	4,141,000	93.7%
89	修学費用給付金支出	1,920,000	1,290,000	630,000	67.2%
90	区民後見人活動報酬助成金支出	1,080,000	720,000	360,000	66.7%
91	その他の支出	15,000,000	15,000,000	0	100.0%
92	法人税、住民税及び事業税支出	15,000,000	15,000,000	0	100.0%
93	事業活動支出計(2)	1,478,458,000	1,431,533,000	46,925,000	96.8%
94	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△24,101,000	10,816,000	△34,917,000	
95	< 施設整備等による収支 >				
96	< 収入 >				
97	施設整備等収入計(4)		0	0	
98	< 支出 >				

	勘定科目	現計予算	決算見込	増減	執行率
99	固定資産取得支出	3,880,000	770,000	3,110,000	19.8%
100	器具及び備品取得支出	3,000,000	0	3,000,000	0.0%
101	ソフトウェア取得支出	880,000	770,000	110,000	87.5%
102	施設整備等支出計(5)	3,880,000	770,000	3,110,000	19.8%
103	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 3,880,000	△ 770,000	△ 3,110,000	
104	< その他の活動による収支 >				
105	< 収入 >				
106	積立資産取崩収入	80,336,000	80,336,000	0	100.0%
107	子ども福祉基金積立資産取崩収入	1,939,000	1,939,000	0	100.0%
108	事業運営積立資産取崩収入	21,484,000	21,484,000	0	100.0%
109	地域支えあい積立資産取崩収入	6,136,000	6,136,000	0	100.0%
110	権利擁護推進基金積立資産取崩収入	24,742,000	24,742,000	0	100.0%
111	シルバー資金融資積立資産取崩収入	220,000	220,000	0	100.0%
112	退職給付引当資産取崩収入	25,815,000	25,815,000	0	100.0%
113	事業区分間繰入金収入	6,181,000	6,181,000	0	100.0%
114	収益事業区分間繰入金収入	6,181,000	6,181,000	0	100.0%
115	拠点区分間繰入金収入	66,279,000	66,279,000	0	100.0%
116	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	1,939,000	1,939,000	0	100.0%
117	生活自立支援事業拠点区分間繰入金収入	57,703,000	57,703,000	0	100.0%
118	権利擁護事業拠点区分間繰入金収入	6,637,000	6,637,000	0	100.0%
119	サービス区分間繰入金収入	158,440,000	158,440,000	0	100.0%
120	法人運営事業サービス区分間繰入金収入	27,620,000	27,620,000	0	100.0%
121	地域福祉事業サービス区分間繰入金収入	102,603,000	102,603,000	0	100.0%
122	生活困窮者自立相談支援事業サービス区分間繰入金収入	43,000	43,000	0	100.0%
123	成年後見推進事業サービス区分間繰入金収入	28,174,000	28,174,000	0	100.0%
124	その他の活動収入計(7)	311,236,000	311,236,000	0	100.0%
125	< 支出 >				
126	積立資産支出	48,763,000	48,763,000	0	100.0%
127	事業運営積立資産支出	32,578,000	32,578,000	0	100.0%
128	退職給付引当資産支出	16,185,000	16,185,000	0	100.0%
129	事業区分間繰入金支出	6,181,000	6,181,000	0	100.0%
130	社会福祉事業区分間繰入金支出	6,181,000	6,181,000	0	100.0%
131	拠点区分間繰入金支出	66,279,000	66,279,000	0	100.0%
132	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	64,340,000	64,340,000	0	100.0%
133	生活自立支援事業拠点区分間繰入金支出	1,939,000	1,939,000	0	100.0%
134	サービス区分間繰入金支出	158,440,000	158,440,000	0	100.0%
135	法人運営事業サービス区分間繰入金支出	73,265,000	73,265,000	0	100.0%
136	地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	56,958,000	56,958,000	0	100.0%
137	生活困窮者自立相談支援事業サービス区分間繰入金支出	43,000	43,000	0	100.0%
138	成年後見推進事業サービス区分間繰入金支出	28,174,000	28,174,000	0	100.0%
139	その他の活動による支出	123,000	120,000	3,000	97.6%
140	差入保証金支出	123,000	120,000	3,000	97.6%
141	その他の活動支出計(8)	279,786,000	279,783,000	3,000	100.0%
142	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	31,450,000	31,453,000	△ 3,000	
143	予備費支出(10)	10,000,000	10,000,000	0	100.0%
144	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 6,531,000	31,499,000	△ 38,030,000	
145	前期末支払資金残高(12)	19,689,000	19,689,000	0	
146	当期末支払資金残高(11)+(12)	13,158,000	51,188,000	△ 38,030,000	

令和 5 年 1 1 月 2 8 日
総 務 課

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について

1. 主な改正の内容について

(1) 同性パートナーへの処遇改善について

○改正の趣旨

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を踏まえ、本会においても、同性パートナーのいる職員の処遇の平等をはじめ、多様な職員が働きやすい職場環境づくりを行うため。

○改正規程と条項

職員給与規程 第 12 条(扶養手当)

職員退職手当支給規程 第 6 条(遺族の範囲及び順位)

臨時職員執務規程 第 22 条(特別休暇)別表

常勤職員執務規程 第 34 条(特別休暇)別表

地域福祉支援員・専門員執務規程 第 24 条(特別休暇)別表

育児・介護休業等に関する規程 第 2 条(協議会が講ずる制度)

○改正内容

各条項に「パートナーシップ関係の相手方」を追記し、配偶者と同等の取扱いとする。

(2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化について

○改正の趣旨

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 29 号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人格が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるとある。

本会では、常勤職員及び地域福祉支援員・専門員執務規程はすでに改正済みであるが、その他規程は整備されていないため今回改正する。

○改正規程と条項

臨時職員執務規程 第 12 条(退職)

生活支援員執務規程 第 13 条(退職)

○改正内容

- ・ 現 行「成年被後見人及び被保佐人の審判が確定したとき」
- ・ 改正案「成年被後見人及び被保佐人の審判が確定した者が、精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったと判断されたとき」

(3) 臨時職員の年次有給休暇付与について

○改正のポイント

週の所定労働日数という考え方はないため、文言を整理する。

○改正の規程と条項

臨時職員執務規程 第 20 条(年次有給休暇)

○改正内容

改正前「週の所定労働日数に応じて」

改正後「所定労働日数に応じて」

(4) より柔軟な時差勤務制度の導入について

○改正の趣旨

世田谷区は、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた多様で柔軟な働き方を一層推進し、組織の活性化と公務の効率化を図ることを目的として、より柔軟な時差勤務制度を導入している。

本会においても、区の方針を踏まえ、新たな制度を導入する。

なお、「育児又は介護を行う職員」に対しては、職業生活と家庭生活の両立支援のため、本制度を積極的に活用できるよう制度運用を図る。

○改正の規程と条項

常勤職員執務規程 第 25 条(勤務時間)

地域福祉支援員・専門員執務規程 第 20 条(勤務日、勤務時間、休憩時間及び急速時間)

再雇用・再任用職員規程 第 1 条(目的)

○改正内容

業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の基本の割振り(8時30分～17時15分)を下記のいずれかの勤務時間とすることができる、とする。

①7時30分～16時15分

②8時00分～16時45分

③9時00分～17時45分

④9時30分～18時15分

2. 施行年月日

令和 5 年 12 月 1 日

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会職員給与規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(扶養手当) 第12条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、<u>同性婚、事実婚</u>など<u>事実上婚姻関係と同様な関係</u>にある者を含む。以下同じ)</p> <p>(第2号から第5号省略)</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 (第1号省略) (2) 前項第2号に掲げる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る) 13,700円 (第3号から第4号省略) (第4項省略)</p> <p>(扶養親族の届出)</p> <p>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにそのことを証明する書類を添えて会長に届け出なければならない。 (第1号から第2号省略)</p>	<p>(扶養手当) 第12条 (第1項現行に同じ)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 (1) 配偶者(届出をしないが<u>事実上婚姻関係と同様の事情</u>にある者を含む。以下同じ)又は<u>パートナーシップ関係</u>(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、<u>互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すること</u>を会長が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)(以下「<u>配偶者等</u>」という。)</p> <p>(第2号から第5号現行に同じ)</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 (第1号現行に同じ) (2) 前項第2号に掲げる子のうち1人(職員に配偶者等のない場合に限る) 13,700円 (第3号から第4号現行に同じ) (第4項現行に同じ)</p> <p>(扶養親族の届出)</p> <p>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにそのことを証明する書類を添えて会長に届け出なければならない。 (第1号から第2号現行に同じ)</p>	<p>* 文言整理</p> <p>* パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとすの改正</p> <p>* パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとすの改正。以下同じ。</p>

現 行	改正案	説 明
<p>(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項に規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	<p>(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者等のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）</p> <p>(第2項現行に同じ)</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項に規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則（令和5年11月8日改正）</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p style="text-align: center;">1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。</p>		

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会職員退職手当支給規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(遺族の範囲及び順位) 第6条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)(第2号から第4号省略) (第2項から第4項省略)</p>	<p>(遺族の範囲及び順位) 第6条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)<u>又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると会長が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)であった者 (第2号から第4号現行に同じ) (第2項から第4項現行に同じ)</p> <p style="text-align: right;">附 則 (令和5年11月8日改正) (施行期日) 1 この規程は、<u>令和5年12月1日から施行する。</u></p>	<p>*パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとする改正</p>

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会臨時職員職務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(退職)</p> <p>第12条 職員が次の各号の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とする。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 退職を願い出て、協議会が承認したとき</p> <p>(3) 期間を定める労働契約が満了したとき</p> <p>(4) 禁固以上の刑に処せられたとき</p> <p>(5) 成年被後見人及び被保佐人の審判が確定したとき</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第20条 雇入れの日から起算して6ヶ月間勤務し、全労働日数の8割以上出勤した職員には、在籍年数及び個別雇用契約に定める週の所定労働日数に応じて、別表第1のとおり年次有給休暇を与える。</p> <p>(第2項から第8項省略)</p>	<p>(退職)</p> <p>第12条 職員が次の各号の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とする。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 退職を願い出て、協議会が承認したとき</p> <p>(3) 期間を定める労働契約が満了したとき</p> <p>(4) 禁固以上の刑に処せられたとき</p> <p>(5) 成年被後見人及び被保佐人の審判が確定した者が、精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあたって、必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができなくなると判断されたとき</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第20条 雇入れの日から起算して6ヶ月間勤務し、全労働日数の8割以上出勤した職員には、在籍年数及び個別雇用契約に定める所定労働日数に応じて、別表第1のとおり年次有給休暇を与える。</p> <p>(第2項から第8項現行に同じ)</p> <p>附則 (令和5年11月8日改正)</p> <p>1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。</p>	<p>*成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化のため文言追加</p> <p>*月の労働日数で雇用契約を締結しているため文言整理</p>

別表第2 (改正後)

休暇の名称、事由と時間等

休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等	
公事休暇	1. 証人、鑑定人、参考人として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭するとき 2. 選挙権、その他の公民としての権利を行使するとき	その都度必要と認める時間又は日数	
事故休暇	交通事故、災害、伝染病予防法による交通しや断その他不可抗力の原因により勤務できないとき	同上	
慶弔休暇	本人が結婚するとき。	5日	
	死亡したとき 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると会長が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）	5日	
	血族	1 親等の直系尊属（父母） 同 直系卑属（子）	5日 5日
	姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族	1 親等の直系尊属 同 直系卑属	2日 2日
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難なとき	連続3日以内	
その他の特別休暇	特に会長が認めたとき	その都度必要と認める時間又は日数	

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会生活支援員執務規程の一部改正

現 行	改 正 案	説 明
<p>(退 職) 第13条 生活支援員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とする。</p> <p>(1) 死亡したとき (2) 期間を定める契約が満了したとき (3) 禁固以上の刑に処せられたとき (4) 成年被後見人及び被保佐人の審判が確定したとき</p>	<p>(退 職) 第13条 生活支援員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とする。</p> <p>(1) 死亡したとき (2) 期間を定める契約が満了したとき (3) 禁固以上の刑に処せられたとき (4) 成年被後見人及び被保佐人の審判が確定した者が、<u>精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあたって、必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができなくなつたと判断されたとき</u></p> <p>附則 (令和5年11月8日改正) <u>この規程は、令和5年12月1日から施行する。</u></p>	<p>* 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化のため文言追加</p>

新旧対照表

○社会福祉法人世田区社会福祉協議会常勤職員勤務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(勤務時間)</p> <p>第25条 職員の勤務時間は、1週間（日曜日から土曜日までの7日間をいう。以下同じ。）について38時間45分とし、月曜日から金曜日まで午前8時30分から午後5時15分まで（次条の休憩時間を含む。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、協議会育児・介護休業等に関する規程により育児短時間勤務等の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という）にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務等の内容に従った時間とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、自立生活支援課に勤務する職員については、業務の都合上必要に応じて、所属長の命令により、始業・終業の時刻を変更し遅出勤をすることができ、始業・終業時間については、始業を午前11時以降（15分単位）、終業を午後9時以前（15分単位）の範囲内とする。</p>	<p>改正案</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第25条 職員の正規の勤務時間は、<u>休憩時間を除き、1週間（日曜日から土曜日までの7日間をいう。以下同じ。）について38時間45分とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、協議会育児・介護休業等に関する規程により育児短時間勤務等の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という）にあつては、<u>1週間について当該承認を受けた育児短時間勤務等の内容に従った時間とする。</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第25条の2 <u>職員の正規の勤務時間の割振りは、次条に規定する休憩時間を除き、月曜日から金曜日までの5日間において、午前8時30分から午後5時15分まで（以下「基本の割振り」という。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（第27条第2項により設けられた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>2 <u>第1項の規定にかかわらず、自立生活支援課に勤務する職員については、業務の都合上必要に応じて、所属長</u></p>	<p>*勤務時間について明確化するため、勤務時間の割振りについては次条に改めて規定</p> <p>*文言整理</p> <p>*次条第3項に変更</p> <p>*勤務時間の割振りについて前条から変更して規定</p> <p>*前条第3項から変更</p>

現 行	改正案	説 明
<p>(休憩時間) 第26条 (第1項から第2項省略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。</p> <p>4 前3項の休憩時間は、職務の特殊性又は職務の運営上の必要がある場合において、一斉に与えないことのできる。ただし、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>(休日) 第27条 (第1項から第2項省略)</p>	<p>の命令により、始業・終業の時刻を変更し遅出出勤をすることができ。始業・終業時間については、始業を午前11時以降(15分単位)、終業を午後9時以前(15分単位)の範囲内とする。</p> <p>3 所属長は、職員が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の基本の割振りを、次に掲げるいずれかの時限とすることを承認することができる。</p> <p>(1) 午前7時30分から午後4時15分 (2) 午前8時00分から午後4時45分 (3) 午前9時00分から午後5時45分 (4) 午前9時30分から午後6時15分</p> <p>(休憩時間) 第26条 (第1項から第2項現行に同じ)</p> <p>3 会長は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を45分とすることができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。</p> <p>5 前4項の休憩時間は、職務の特殊性又は職務の運営上の必要がある場合において、一斉に与えないことのできる。ただし、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>(休日) 第27条 (第1項から第2項現行に同じ)</p>	<p>*時差勤務制の新設</p> <p>*6時間を超えて7時間45分以下の休憩時間を45分とできるときを新たに規定 以下、1項繰り下げ</p>

現 行	改正案	説 明
<p>3 会長は、協議会運営のため特に必要あると認めるときは、休日^を他の日に振り替えることができる。</p> <p>4 法定休日は日曜日とする。</p> <p>(週休日の振替等) 第28条 (第1項から第3項省略)</p>	<p>3 <u>再雇用・再任用職員で短時間勤務の職員については、第1項第1号で規定する週休日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日^を設けることができる。</u></p> <p>4 会長は、協議会運営のため特に必要あると認めるときは、休日^を他の日に振り替えることができる。</p> <p>5 法定休日は日曜日とする。</p> <p>(週休日の振替等) 第28条 (第1項から第3項現行に同じ)</p> <p>4 <u>第1項により週休日を振り替える場合又は半日勤務時間の割振り変更をする場合、新たに勤務を割り振られる日又は半日勤務時間を割り振ることをやめることとなる日の職員の勤務時間は、原則として第25条に定める勤務時間の範囲内で、会長が定める。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上必要であると認められる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: right;">附 則 (令和5年11月8日改正) (施行期日) <u>この規程は、令和5年12月1日から施行する。</u></p>	<p>* 短時間勤務の再雇用・再任用職員の週休日の設定について規定</p> <p>* 週休日の振替等を行った際の勤務時間を明確にするため新たに規定</p> <p>* パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとする改正にかかる第34条に規定する特別休暇の改定は別表1のとおり</p>

別表第1（改正後）

休暇の名称、事由と時間等

休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等
公事休暇	1. 証人、鑑定人、参考人として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭するとき 2. 選挙権、その他の公民としての権利を行使するとき	その都度必要と認める時間又は日数
事故休暇	交通事故、災害、伝染病予防法による交通しや断その他不可抗力の原因により勤務できないとき	同上
夏季休暇	夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	原則として、日を単位として5日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動（専ら職員の親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため、勤務しないことが相当と認められるとき 1. 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地、又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 2. 身体障害者療護施設。特別養護老人ホームその他の主として身体上の若しくは精神上の障害がある者、又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動 3. 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 4. 国、地方公共団体が主催、共催、協賛、又は後援する事業を支援する活動	1会計年度 5日以内

<p>リフレッシュ休暇</p>	<p>右に掲げる年齢に達した職員に対し、心身の活力を回復し、及び増進し、又は自己啓発に努めることにより業務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められるときただし、次の各号に該当する者には、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>①リフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者、又は被告人として刑事訴訟係属中である者は、公訴が提起されないことが決定した日、又は無罪判決が確定した日、若しくは有罪判決（禁固以上の刑の場合を除く）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>②リフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、懲戒処分（会長が別に定めるものを除く。）を受けた日から2年を経過しない者は、当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>③リフレッシュ休暇を承認することとなる年度において、第37条に定める病気休暇その他会長が定める事由により当該年度の1/2以上の期間勤務しなかった者は、リフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日から会長が定める日まで</p>	<p>満43歳に達した者 引き続き2日以内</p> <p>満53歳に達した者 引き続き3日以内</p> <p>当該年齢に達した日が属する年度の翌年度において、日を単位として承認する。</p>
-----------------	--	---

慶弔休暇	本人が結婚するとき	7 日		
	父母の追悼のための特別な行事を行うとき（父母の死亡後15年以内に行う場合に限る。）	1 日		
	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると会長が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）	10 日		
死 亡 し た と き	血族	1 親等の直系尊属（父母）	10 日	
		同 直系卑属（子）	10 日	
		2 親等の直系尊属（祖父母）	7 日	
		同 直系卑属（孫）	5 日	
		同 傍系者（兄弟姉妹）	5 日	
		3 親等の直系尊属（曾祖父母）	5 日	
		同 傍系尊属（伯叔父母）	5 日	
		同 傍系卑属（甥姪）	3 日	
		4 親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る）	1 日	
		姻族又は パートナー シップ関係 の相手方の 血族	1 親等の直系尊属	5 日
			同 直系卑属	5 日
			2 親等の直系尊属	3 日
同 直系卑属	2 日			
同 傍系者	2 日			
3 親等の直系尊属	1 日			
同 傍系尊属	1 日			
同 傍系卑属	1 日			
備考				
1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。				
2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の受継を受けた者は、1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。				

妊娠出産 休暇	本人が出産するとき	妊娠中及び出産を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあつては、24週間）以内、ただし、産後の期間については少なくとも8週間付与する。
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難なとき	請求日ただし給与を支給する期間は引続き3日を超えることはできない。
妊婦通勤 時間休暇	通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、母体及び胎児保護の観点から好ましくないと認められるとき	正規の勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内
母子保健 健診休暇	妊娠中の、又は出産後1年を経過しない職員が医師、助産師又は保健師の健康診査または保健指導を受けるとき	1回4時間程度、付与回数 は妊娠週数に応じて定める。

<p>出産支援 休暇</p>	<p>職員がその配偶者等の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うとき</p> <p>備考</p> <p>1時間を単位として承認した出産支援休暇を日に換算する場合は、8時間（育児短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））をもって1日とする。</p>	<p>配偶者等の出産直前から、出産の日後8週間内の中で7日以内（1時間単位も可）、ただし、出産に係る子以外に、養育の必要がある子（小学校就学前）がある場合は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、出産の日後8週間以内</p>
<p>妊娠初期 休暇</p>	<p>妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合又は妊娠初期において流産した職員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養のため</p>	<p>妊娠4カ月まで1回日（暦日）単位で引き続く7日以内（流産の日後の期間についても、引き続く7日以内の範囲で取得できる。ただし、その期間内に流産の翌日を含む場合に限る。）</p>
<p>災害休暇</p>	<p>居住する住居が、地震・水害・火災その他の自然災害で滅失又は損壊のとき</p>	<p>日を単位で7日以内</p>
<p>その他の 特別休暇</p>	<p>特に会長が認めたとき</p>	<p>その都度必要と認める時間又は日数</p>

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会地域福祉支援員・専門員執務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(勤務日、勤務時間、休憩時間及び休息時間) 第20条 (第1項省略)</p> <p>2 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。 (第3項から第4項省略)</p> <p>5 支援員・専門員の休憩時間は協議会常勤職員執務規程(以下「執務規程」という。)と同様とする。</p> <p>6 支援員・専門員の勤務条件については、個別の労働条件通知書等で通知する。</p> <p>7 前6項の規定にかかわらず、センター所長の勤務日、勤務時間については、別に定める。</p> <p>(勤務日の指定替え) 第20条の2 (第1項から第3項省略)</p>	<p>(勤務日、勤務時間、休憩時間及び休息時間) 第20条 (第1項現行に同じ)</p> <p>2 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(以下「基本の割振り」という。)とする。 (第3項から第4項現行に同じ)</p> <p>5 所属長は、支援員・専門員が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の基本の割振りを、次に掲げるいずれかの時限とすることを承認することができる。</p> <p>(1) 午前7時30分から午後4時15分 (2) 午前8時00分から午後4時45分 (3) 午前9時00分から午後5時45分 (4) 午前9時30分から午後6時15分</p> <p>6 支援員・専門員の休憩時間は協議会常勤職員執務規程(以下「執務規程」という。)と同様とする。</p> <p>7 支援員・専門員の勤務条件については、個別の労働条件通知書等で通知する。</p> <p>8 前7項の規定にかかわらず、センター所長の勤務日、勤務時間については、別に定める。</p> <p>(勤務日の指定替え) 第20条の2 (第1項から第3項現行に同じ)</p>	<p>*基本となる勤務時間の割振りを規定 *時差勤務制度の新設 以下、1項繰り下げ</p>

現 行	改正案	説 明
	<p>4 <u>第1項及び第2項により勤務日の指定替えを行う場合、新たに勤務を指定する日又は4時間勤務時間を指定することをやめることになる日の支援員・専門員の勤務時間は、原則として第20条に定める勤務時間の範囲内で、会長が定める。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上必要であると認められる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年11月8日改正)</p> <p>1 <u>この規程は、令和5年12月1日から施行する。</u></p>	<p>*勤務日の指定替えを行った際の勤務時間を明確にするため新たに規定</p> <p>*パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとする改正にかかると第24条に規定する特別休暇の規定は別表1のとおり</p>

別表第1（改正後）

休暇の名称、事由と時間等

休暇の名称	休暇の事由	休暇の時間等	給与の有無	
公事休暇	証人、鑑定人、参考人として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭するとき	その都度必要と認める時間又は日数	有給	
事故休暇	交通事故、災害、伝染病予防法による交通しや断その他不可抗力の原因により勤務できないとき	同上	有給	
慶弔休暇	本人が結婚するとき	7日	有給	
	死亡したとき	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると会長が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）	7日	有給
	血族	1 親等の直系尊属（父母） 同 直系卑属（子） 2 親等の直系尊属（祖父母） 同 直系卑属（孫） 同 傍系者（兄弟姉妹）	7日 7日 5日 3日 3日	有給
	姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族	1 親等の直系尊属 同 直系卑属 2 親等の直系尊属 同 直系卑属 同 傍系	5日 5日 3日 2日 2日	有給
夏季休暇	夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進、又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められるとき	原則として日を単位とする。 日数は別に定める。	有給	

妊娠出産 休暇	本人が出産するとき	妊娠中及び出産を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあつては、24週間)以内。ただし、産後の期間については少なくとも8週間付与する。	無給
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難なとき	日を単位として引き続き3日以内	無給
妊婦通勤 時間休暇	通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、母体及び胎児保護の観点から好ましくないと認められるとき	正規の勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内	無給
母子保健 健診休暇	妊娠中の、又は出産後1年を経過しない支援員・専門員が医師、助産師又は保健師の健康診査または保健指導を受けるとき	妊娠週数等ごとに定める回数内で必要と認められる時間	無給
妊娠初期 休暇	妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合又は妊娠初期において流産した支援員・専門員が安静加療を要するために勤務することが困難な場合における休養のため	妊娠4ヶ月まで1回目(暦日)単位で引き続き7日以内(流産の日後の期間についても、引き続き7日以内の範囲で取得できる。ただし、その期間内に流産の翌日を含む場合に限る。)	無給
災害休暇	居住する住居が、地震、水害、火災その他の自然災害で滅失又は損壊のとき	日を単位で7日以内	無給
その他の 特別休暇	特に会長が認めたとき	その都度必要と認める時間又は日数	無給

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(協議会が講ずる制度) 第2条 (第1項省略) 2 この規程における定義は、次の各号のとおりとする。 (第1号から第6号省略) (7) 婚姻…届出をしていない<u>同性婚、事実婚など事実上婚姻関係と同様な関係にある場合を含む。</u> (8) 配偶者…<u>婚姻の届出をしていないが、同性婚、事実婚など事実上婚姻関係と同様な関係にある者を含む。</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第6条 再度の育児休業ができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第3号省略) (4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 (5) 配偶者が死亡したこと。 (6) 婚姻の解消その他の事情により<u>配偶者が子と同居しなくな</u>ったこと。 (第7号から第8号省略)</p>	<p>(協議会が講ずる制度) 第2条 (第1項現行に同じ) 2 この規程における定義は、次の各号のとおりとする。 (第1号から第6号省略) (7) 婚姻…届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。 (8) 配偶者等…届出をしないが<u>事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナースhip関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると会長が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)を含む。</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第6条 再度の育児休業ができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第3号省略) (4) 配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 (5) 配偶者等が死亡したこと。 (6) 婚姻の解消その他の事情により<u>配偶者等が子と同居しなくな</u>ったこと。 (第7号から第8号省略)</p>	<p>*文言整理</p> <p>*パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の扱いとする改正による文言の改定。以下同じ。</p>

現 行	改正案	説 明
<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面の実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることになったこととする。</p> <p>(被介護者の範囲)</p> <p>第17条 被介護者とは、以下に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢若しくは精神上の障害により日常生活を営むことに支障があり、職員による介護を必要とするものをいう。</p> <p>(1) 同居・別居を問わない者 <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。)</u>父母、子、配偶者の父母、祖父母及び兄弟姉妹、孫</p> <p>(2) 同居を要件とする者 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子</p> <p>(3) 他に介護をできる者がいても職員が現に被介護者を介護している場合には、休業を承認することができる。</p> <p>(申請事由の変更) 第23条 (第1項から第2項省略)</p>	<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面の実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることになったこととする。</p> <p>(被介護者の範囲)</p> <p>第17条 被介護者とは、以下に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢若しくは精神上の障害により日常生活を営むことに支障があり、職員による介護を必要とするものをいう。</p> <p>(1) 同居・別居を問わない者 <u>配偶者等、</u>父母、子、配偶者の父母、祖父母及び兄弟姉妹、孫</p> <p>(2) 同居を要件とする者 父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等及び配偶者等の子</p> <p>第3号 削除</p> <p>2 <u>他に介護をできる者がいても職員が現に被介護者を介護している場合には、休業を承認することができる。</u></p> <p>(申請事由の変更) 第23条 (第1項から第2項省略)</p>	<p>*第2項として改めて規定</p>

現 行	改正案	説 明
<p>3 第1項第3号の場合は、離婚、養子縁組の解消、配偶者の死亡等、被介護者との親族関係に変更を生じた事由を付記することとする。 (第4項から第5項省略)</p> <p>(子の看護休暇) 第25条 (第1項から第3項省略)</p> <p>4 対象となる子は、第2条第2項第6号に規定する子及び配偶者の子とする。 (第5項省略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第36条 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第5号省略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>3 第1項第3号の場合は、離婚、養子縁組の解消、配偶者等の死亡等、被介護者との親族関係に変更を生じた事由を付記することとする。 (第4項から第5項省略)</p> <p>(子の看護休暇) 第25条 (第1項から第3項現行に同じ)</p> <p>4 対象となる子は、第2条第2項第6号に規定する子及び配偶者等の子とする。 (第5項省略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第36条 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (第1号から第5号現行に同じ)</p> <p>(6) 配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	

附 則 (令和5年11月8日改正)
この規程は、令和5年12月1日から施行する。

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会再雇用・再任用職員職務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 この規程に定めるもののほか、再雇用職員並びに再任用職員（以下「再雇用・再任用職員」という。）については協議会常勤職員職務規程（以下「常勤職員職務規程」という。）を、再雇用・再任用職員で短時間勤務の職員については協議会地域福祉支援員職務規程を適用し、職員の職務に関する事項は、労働基準法その他の関係法令及び個別の雇用契約に定めるところによる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 (第 1 項現行に同じ)</p> <p>2 この規程に定めるもののほか、再雇用職員並びに再任用職員（以下「再雇用・再任用職員」という。）については協議会常勤職員職務規程（以下「常勤職員職務規程」という。）を適用し、職員の職務に関する事項は、労働基準法その他の関係法令及び個別の雇用契約に定めるところによる。</p>	<p>* 雇用形態から常勤職員職務規程の適用となるため改正</p>

附則（令和 5 年 1 1 月 8 日改正）

この規程は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

報告事項6

令和5年11月28日
総務課

令和5年度社会福祉協議会会員会費の中間報告について

令和5年度の会員会費募集の中間報告について、別紙のとおり報告する。

令和5年度会員会費の中間報告について（令和5年9月30日現在）

地域	地区名	令和5年度実績		対前年度比較（令和4年9月30日現在）	
		会費額(円)	会員数(人)	会費額(円)	会員数(人)
世田谷	池尻	389,000	20	△ 8,000	△ 2
	太子堂	322,300	73	32,500	△ 17
	若林	71,000	49	△ 133,200	△ 66
	上町	304,000	34	△ 36,297	△ 7
	経堂	2,504,516	4,009	454,446	591
	野沢	516,000	472	△ 261,500	△ 140
	下馬	539,550	911	△ 134,473	849
	上馬	1,765,954	485	1,057,954	423
	事務局	0	0	△ 5,000	△ 1
	計	6,412,320	6,053	966,430	1,630
北沢	梅丘	1,338,110	1,890	219,860	225
	代沢	736,200	1,264	157,200	354
	新代田	290,800	14	△ 187,000	△ 5
	北沢	530,400	642	△ 125,750	△ 164
	松原	506,100	205	7,650	64
	松沢	1,161,600	452	66,000	△ 64
	事務局	5,000	1	0	0
	計	4,568,210	4,468	137,960	410
玉川	奥沢	880,100	229	306,600	110
	九品仏	356,000	13	△ 87,800	△ 15
	等々力	1,734,270	2,717	378,270	347
	上野毛	622,000	67	201,000	4
	用賀	881,500	141	62,000	16
	二子玉川	259,500	65	△ 13,500	△ 13
	深沢	1,556,380	671	462,380	554
	事務局	5,000	1	5,000	1
	計	6,294,750	3,904	1,313,950	1,004
砧	祖師谷	815,800	400	103,030	△ 108
	成城	1,001,601	2,477	△ 54,069	14
	船橋	924,250	1,136	△ 88,575	△ 55
	喜多見	892,818	2,156	△ 449,152	△ 893
	砧	165,100	53	△ 17,400	26
	事務局	5,000	1	0	0
	計	3,804,569	6,223	△ 506,166	△ 1,016
烏山	上北沢	437,300	311	129,300	259
	上祖師谷	270,000	32	38,000	0
	烏山	622,800	263	58,400	146
	事務局	5,000	1	△ 500	△ 1
	計	1,335,100	607	225,200	404
総務		0	0	△ 355,500	△ 72
総合計		22,414,949	21,255	1,781,874	2,360

※会員会費令和4年度決算額 27,908,812円

報告事項7

令和5年11月28日
連携推進課

第21回地域福祉推進大会について

第21回地域福祉推進大会について、別紙のとおり報告する。



世田谷区 社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●

第21回

参加無料
申込不要
手話通訳あり

地域福祉推進大会

～ 大学と地域との連携を考える ～

日時

11月19日(日) 13:00～15:40 (開場 12:30)

会場

駒澤大学 駒沢キャンパス内 記念講堂 (詳しくは裏面の案内図をご覧ください)

(世田谷区駒沢 1-23-1 駒澤大学内) 東急田園都市線 駒沢大学駅下車 徒歩10分

福祉作業所等販売 区内の福祉作業所等で作られたお菓子などを販売いたします

内容

報告「区内大学と社協事業の関わり」

世田谷区社会福祉協議会

研究発表「FSRで広げる食の支援」

駒澤大学経済学部現代応用経済学科
松田健ゼミナールA班

研究発表「ロスが教える未来のかたち」

駒澤大学経済学部現代応用経済学科
松田健ゼミナールB班

講演「大学生による地域実践の可能性」

駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻 教授 川上 富雄氏



後援: 世田谷区

お問合せ: 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

連携推進課 連携推進係

TEL: 5429-2370 (平日 8:30～17:15)

登壇者プロフィール



駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻 教授 **川上 富雄氏**

岡山県生まれ。1990年同志社大学文学部卒業、岡山県社協、広島県社協、日本社会事業大学、川崎医療福祉大学を経て2009年より駒澤大学。1994年日本社会事業大学大学院修士課程修了、2008年日本社会事業大学院博士後期課程満期退学。

地域福祉・地域を基盤としたソーシャルワークの展開、地域アセスメント、社会福祉協議会・地域包括・民生児童委員の役割・活動のあり方、過疎地域における地域福祉システム、福祉サービス第三者評価・苦情解決等権利擁護システムのあり方、地域防災などを研究。

駒澤大学 駒沢キャンパス記念講堂へのアクセス

駒澤大学 駒沢キャンパス

東京都世田谷区駒沢1-23-1
東急田園都市線
「駒沢大学駅」より徒歩10分



駒沢大学駅からキャンパスへの行き方

- 駒沢公園口を出て、国道246号を二子玉川方面に進みます。
- 駒沢交差点を左折し駒沢公園通りを進むと、左手にキャンパス正門がございます。
- バスをご利用の方は駒澤大学ホームページをご確認ください(右QRコードより)



令和5年度歳末たすけあい・地域支えあい募金
における街頭募金の実施について

本会では、歳末たすけあい・地域支えあい募金を毎年11月中旬から、町会・自治会、民協、日赤をはじめ地域福祉推進員等の協力により実施している。

地域住民の皆さまによる募金活動への尊い協力等を踏まえ、職員による街頭等での募金活動を通じて、募金額の確保に努めるとともに、歳末たすけあい・地域支えあい募金のPRに取り組む。

記

1. 実施日 令和5年12月1日（金）

2. 場所・時間

- ・東急田園都市線 三軒茶屋駅前 12:00～14:00
- ・小田急線 下北沢駅前道路予定空地 12:00～14:00
- ・東急田園都市線 二子玉川駅前 12:00～14:00
- ・小田急線 成城学園前駅北口・南口 12:00～14:00
- ・京王線 千歳烏山駅前・烏山区民センター 12:00～14:00

3. 人員体制

- ・各所5名程度（都共募からの要請を踏まえて）

4. 参考

※過年度実績

単位：円

	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
世田谷	33,674	54,954	—	26,616	37,063	26,714
北沢	46,380	97,309	—	28,035	53,949	53,690
玉川	26,854	83,007	—	18,329	25,271	30,722
砧	42,665	154,259	—	18,103	33,405	42,150
烏山	47,887	144,411	—	10,285	33,783	32,708
合計	197,460	533,940	—	101,368	183,471	185,984

※2年度は実施せず。令和3年度は各地域2回開催（世田谷は荒天により1回）。

そ の 他

その他

令和5年11月28日
総務課

令和5年度理事会・評議員会等スケジュールについて

月	日	曜	会議・事業	時間	会場等
3	11	月	第4回理事会	14時～16時	砧総合支所集会室C・D
3	25	月	第3回評議員会	14時～16時	砧総合支所集会室C・D